



Title	日本の原子力政治過程（４）－連合形成と紛争管理－
Author(s)	本田, 宏; HONDA, Hiroshi
Citation	北大法学論集, 54(4), 382-315
Issue Date	2003-10-09
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/15230">https://hdl.handle.net/2115/15230</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	54(4)_p382-315.pdf



# 日本の原子力政治過程（４）

—— 連合形成と紛争管理 ——

本 田 宏

## 目 次

- 序論 エネルギー政策の転換の契機はどこにあるのか
- 第一章 原子力をめぐる政治過程の分析枠組み
- 第二章 支配的連合と「基本合意」の確立（1954-67）
- 第一節 支配的連合の形成（以上54巻1号）
- 第二節 支配的連合の確立
- 第三章 批判勢力と受益勢力の形成（1954-74）（以上54巻2号）
- 第四章 与野党伯仲下の反原発運動の確立（1974-78）
- 第五章 保守回帰の下での紛争の激化と儀式化（1979-85）
- 第一節 公開ヒアリング闘争（以上54巻3号）
- 第二節 ブロック間関係の再編
1. 反核運動「統一」論の挫折
2. 労働団体再編
3. 社会党の「現実路線」への動揺
- 第三節 国際環境の変化と支配的連合の適応様式
- 第六章 反原発「ニュー・ウェーブ」の時代（1986-91）
- 第一節 ソ連原発事故への政府対応と新しい動員基盤の形成
- 第二節 原発反対運動の多様化
1. 非暴力直接行動
2. 対抗的自助
3. 署名請願
4. 脱原発ミニ政党と参院選

文献  
図表

(以上本号)

図表目録

- 図5-1：原子力関係予算の推移
- 図6-1：日本の反原発抗議行動の発生件数（半期毎）
- 表6-1：事故関連抗議行動の発生件数
- 図6-2：非在来型抗議（署名、示威・対決型）の参加者数の推移
- 図6-3：日本の原発世論調査
- 図6-4：エムニート社の西ドイツ原発世論調査
- 図6-5：反原発抗議の発生件数のドイツとの比較
- 図6-6：原発推進の賛否と政党支持

## 第五章 保守回帰の下での紛争の激化と儀式化（1979-85）

### 第二節 ブロック間関係の再編

#### 1. 反核運動「統一」論の挫折

原水禁運動の動向を見てみると、注目されるのは共産党ブロックの動きである。原水協は原子力について従来「自主、民主、公開」の原則の徹底を求める慎重な運動方針をとってきたが、TMI事故を機に反原発への傾斜を強めた。TMI事故直後の3月31日、原水禁国民会議が全ての原発の運転・建設・計画の中止を国に求める声明を発表したのと同じ日、日本原水協は全原子炉の根本的点検と、安全が保障されるまで原子炉を運転停止ないし閉鎖することを国に要求する声明を出し、原発批判にかなり踏み込んだ形となった。

その後、原水協は80年度の運動方針で「原発の総点検を要求し、これが行われないままでの原発の新・増設は認められない」という立場へと急進化した。また80年10月に開かれた原水協の常任理事会は内外の反原発住民運動との連帯の強化と、日本政府の低レベル核廃棄物海洋投棄計画への反対を決めた<sup>(30)</sup>。その背景として原水協は、①原水協加盟メンバーが反原発住民運動にすでに参加していたことや②人形峠のウラン濃縮工

場の稼働や東海村の再処理工場など、日本でも原子力軍事利用に技術的な道が開かれたこと③世界的な核軍拡競争の高まり④国内一部からの核武装論の登場⑤米国やオーストラリアのウラン採掘における先住民の反対運動や太平洋諸島の核廃棄物投棄反対運動との交流連帯の深まりを指摘している。とりわけ最後に挙げられた反核国際連帯活動は元々原水禁が開拓してきた領域であり、当時は国際署名運動などの形で高揚期を迎えていた。反原発運動を原水禁の独壇場にまかせておけば、反核運動全体での主導権を奪われかねず、原水協は原子力問題に関して、原水禁の立場に接近してきたのだと考えられる。

原子力に対する原水協の姿勢の変化を背景として、1979年夏の「統一世界大会」開催に向けた動きでは、前年の「協」と「禁」の対立に代わり、「協」と同盟・核禁会議の対立が前面に出てくる。このため大会実行委の形成を主導した文化人や市民諸団体、中立労連は差し当たり同盟ブロックを除外して実行委への「協」と「禁」の参加をとりつけた。しかも TMI 事故の影響を反映して、統一世界大会の課題には「原子力開発をめぐる諸問題」が初めて表立って取り上げられることに決まった。その後、地婦連、日青協、及び中立労連の3団体が同盟・核禁会議を統一世界大会に引き込むための工作を行い、同盟は1979年5月、実行委への参加を決めた。平和委員会と原水協は一時反発したが、6月中旬には折れ、中央では原水協、原水禁のほか、労働4団体、平和委員会、地婦連、日青協、被団協、生協連、宗教 NGO、日本山妙法寺、日本科学者会議など、かつてない広範な団体が参加した実行委員会が発足した。また核禁会議も広島の実行委にのみは加盟した（岩垂1982、157-177頁）。

ところが同盟はその後、「原発を取り上げるなら参加しない」として、原水協や市民団体と対立した。総評と中立労連、同盟の事務局長及び書記長による非公式会談などの結果、東京での国際会議中は結論を出すような分科会ではなく「核拡散と原子力問題」に関する討論集会の枠内で取り上げ、8月5、6日の広島大会では大会実行委主催の課題別集会で原発問題を議論しないことが合意された。また長崎大会には現地の実行委に同盟が参加しておらず、同盟の参加は大会総会だけなので、課題別集会「むつと原発 被爆地長崎はどう受けとめるか」で扱われることになった<sup>(31)</sup>。しかし特に同盟の参加した東京国際会議の討論集会で原子力

の反対・批判・推進論者が初めて一堂に会したことは画期的であった。ただ、三者間の基本的相違を埋めることは最初から目指されておらず、TMI事故から4ヶ月余り経てなお、「統一世界大会」国際会議の宣言は原発問題に一切触れることがなかった。

それでも原水協が原子力批判を強めたことに対し、原水禁は従来の路線の正しさが証明されたと受け取った。原水禁は1979年8月も独自大会「被爆三十四周年原水爆禁止大会」を広島や長崎で開き、分科会で反原発を重要課題に取り上げた。なかでも8月4、5日の広島大会では社会党、公明党、社民連が来賓として出席し、森滝市郎原水禁代表委員が核の民生利用と軍事利用の不可分性という従来からの見解を強調、原発の運転停止や計画中止を署名運動などで求めていくことを提案した。また8月10、11日に長崎市で開いた原水禁の国際連帯会議では、11か国の代表32人、日本側代表100人が参加し、今後の行動計画として、南太平洋の米仏核実験被曝者の援助、米豪でのウラン採掘反対運動の支援、代替エネルギー研究の促進等を採択した。

原水協と原水禁の立場は1980年夏の「統一世界大会」で一層接近する。大会開催中、原水協は、米国だけでなく中ソの核実験にも反対する方針を初めて打ち出した。「遺憾である」から変化した背景には、広島・長崎両原水協からの要望と、運動の中で比重が増しつつある市民団体への配慮があった。また原子力については1980年8月、「統一世界大会」の東京国際会議において採択された「東京宣言」が、世界大会の文書としては初めて、原子力開発利用に具体的に言及し、かつ、かなり批判的な姿勢を打ち出した（岩垂1982、211-214、217-218頁）。

こうして「いかなる国」問題や原子力問題で「協」と「禁」が接近する一方、1979年秋以降、連合政権協議や労戦統一論議をめぐる、社会党・総評と共産党との関係が悪化したため、1980年「統一世界大会」の準備委員会は難航の末、地婦連や日青協、生協連、被団協、宗教NGOの市民諸団体の打開策によって80年6月にようやく発足していた。同時に、1980年からは原水協も「統一世界大会」と並行して独自大会を再開するようになり、原水禁運動の組織的統一の可能性はなくなった。懸案の解消は、同盟の不参加とともに、1981年夏の「統一世界大会」の開催を容易にした一方で、「協」と「禁」は原子力など不一致課題での意見の隔

たりをそれ以上埋めようとする積極的な努力を見せなくなる。1981年「統一世界大会」国際会議の「東京宣言」ではもはや原発反対が明確にはうたわれず、そのための具体的な行動計画にも言及がないまま、抽象的な問題点指摘にとどまった（岩垂1982、226頁）。

最後に、反原発運動に対する総評の立場を見て見よう。総評は社会党と同様、公式には原発建設反対という基本方針を掲げながらも、反対闘争の具体的な取り組みは県評・地区労レベルにまかせきりであった。しかしTMI事故を契機に反原発闘争の全国的大衆運動としての可能性に注目する一方、労戦統一論議と社公民路線へのシフトをにらんで、原発問題への対応を慎重に軌道修正しようと試みる。

総評は、1979年11月8日から滋賀県大津市で開いた「地域労働運動を強めるための全国集会」に、反原発闘争について「安全性が保証されない限りは反対」との態度を明確にした『討議要綱案』を出した。これは「安全性の確保」に焦点を合わせて、運動を盛り上げることにしたと説明されたが、安全が確保されれば原発建設を将来的に容認する含みも持ち、総評による反原発闘争の事実上の軌道修正と報道された<sup>(32)</sup>。県評レベルの反原発活動家の懸念に対し、富塚事務局長は、79年11月30日、福島県富岡町で開いた反原発関係県評地区労働者会議で、先の大津での発言は原発に対する柔軟路線を意味しない旨釈明し、安全性を確認させるまでは全原発の稼働建設の中止を求め、80年春闘から原発モラトリアム（建設、稼働の一時停止）の5千万人署名運動を展開することなどを盛り込んだ反原発闘争方針案を示した。翌12月1日、同会議はこの闘争方針案を了承し、80年2月開催予定の総評臨時大会にかけ、運動として具体化することを決めた<sup>(33)</sup>。

また約一年後の1980年10月16日、岐阜市で開かれた総評主催の「地域労働運動を強めるための第三回全国交流集会」で富塚事務局長は、討議をまとめる集約答弁の中で反原発闘争に言及し、①先鋭的な反原発運動を展開している拠点地域の闘争については支持し発展させる方向で運動の再検討を進める②拠点以外の地域では、モラトリアム運動を進める③中央では、あらゆる政策形成の場で総評の主張を理解させる運動を進める、との見解を示した。これは労働四団体共闘や労働戦線統一が中央で進むにつれ拠点地域での反原発闘争が取り残されるのではないかと、とい

う活動家の不安に応えると同時に、「先鋭的な抵抗運動だけでは国民の納得を得られない」との認識の下、モラトリアム運動を通じて柔軟な姿勢を示すという意図に基づいており、「先鋭的抵抗運動」から「安全性確立運動」までの幅広い結集を目指す方針だと説明された<sup>(34)</sup>。

同様に1982年7月25日、東京で開かれた総評定期大会で塚本事務局長は82年度運動方針案を提起し、地域での住民闘争との連携による下からの運動によって多数派を形成していく考えを示した。これは総評が進めた反核・軍縮闘争が草の根運動と結びついて成果を上げたとの評価に基づいており、自民党一党優位が復活し、労働運動も行き詰まった状況を打破するためでもあるとされた。

このように総評は、大衆運動では原水禁と原水協の社共共闘を軸に、可能な限りで同盟・核禁会議を引き込む形での原水禁運動「統一」を推進する一方で、労戦統一の具体化に対応して、政権構想においては社公中軸の社公民路線の選択を社会党に促していた。つまり「政治面では中道に傾斜しつつも運動面では全野党共闘路線を求める、という内容が示されていたことになる」（『総評四十年史Ⅱ』、520頁）。このような戦略は、労働政治及び連合政治と、大衆運動との不整合を内在しており、原子力のような不一致課題がブロック間の共闘の障害として認識されるようになれば、いずれは選択の問題に直面せざるをえない。また矛盾は大衆運動レベルにも内在しており、総評中央が求めた原水禁運動「統一」論は反原発闘争を進める原水禁やその地方組織によって拒否された。原水禁は「統一世界大会」に参加しつつも毎年独自大会を開き、この動きを結局は総評も追認した結果、総評ブロックの反原発闘争はこの時期に最大の高揚期を迎えることができたとも言える。総評に加え、飛鳥田社会党の路線上の曖昧さ（第三節）もまた、反原発闘争の高揚に比較的好都合な環境を提供したと言える。

## 2. 労働団体再編

労働団体の統一論は1960年代後半から、民間単産の幹部レベルで議論が始まった。貿易や資本取引の自由化に備え、また技術革新や産業構造の変化に伴い、大企業の合併や集中が行われるようになり、その影響が官公労よりも直接的に、民間の労組に及んでいたためであった。1970年

代前半になると、労戦統一論議は労働団体レベルにも浸透したが、総評と同盟の路線対立は激しかった。同盟は、安保反対など政治闘争を重視する総評の路線を官公労的体質と批判し、また1973年春闘での総評による年金統一ストを違法な政治ストと非難し、そのような総評官公労との統一は不可能であるとの理由で民間先行の統一を唱えた。これに対し総評は全国的に表面化してきた公害や減税などの国民的生活課題に取り組むためにも、官民全体の労戦統一が必要という「全的統一論」を展開した。そうした中、1972年3月には民間22単産で発足した「統一連絡会」が民間先行での労戦統一を議論したが、全国金属など総評加盟の左派主導の民間単産や国労・日教組・自治労など官公労の有力単産からの強い反発を受け、1973年7月に解散に追い込まれた。こうして1970年代前半の労戦統一論議は挫折したが、その背景には、1972年12月の総選挙で公明・民社両党が後退、社会・共産両党が議席を伸ばしたため、総評の優位性が強まったことも指摘される（『総評四十年史Ⅱ』、589-93頁）。

しかし統一推進派の民間単産は、1976年10月、政府に対して政策制度要求の実現を迫っていくため、総評と同盟を横断する形で「政策推進労組会議」を結成した。これに対抗して左翼系労組は1974年12月に「統一労組懇」（統一戦線促進労組懇談会）を結成したが、次第に防戦に回るようになる。石油危機後の物価高騰や雇用情勢の悪化を背景に、労働4団体は共同行動を組まざるをえなくなり、また総評が1975年11月のスト権ストで世論の批判を浴び、威信を低下させる一方、同盟は民間労組員数で総評に優越するようになっていた。さらに1970年代後半を通じ、自治体選挙で社共共闘型の選挙協力や革新自治体が敗北を重ねる一方、民社・公明両党が各種選挙で議席を伸ばし「中道政党」として自立化を進め、地方と国会の両方で自民党に同調する例が増えてきていた。

労戦統一論議は1978年秋から各単産でも始まり、総評も1979年7月の定期大会で統一への取り組みを確認した。それは従来通り労働者の全的統一と全野党共闘を目指すことを謳ってはいたが、労働団体間の合意形成と共同要求・共同行動を重視していた。1979年以降、労働4団体間で、政策や予算要求に対する共同行動や、選挙における共産党を除く野党候補の支援などにおいて、具体的な共闘が積み重ねられていく。1980年9月には労働4団体の首脳を含む6つの有力民間単産の代表によって、

労働戦線の「統一推進会」が発足、労戦統一に関する基本構想を検討し、1981年5月に合意に達した（『総評四十年史Ⅱ』、597-604頁）。

しかし同盟、中立労連、新産別の3団体は労戦統一の基本構想を受け入れたが、総評内では激しい論争が起こる。論争の過程で、反自民・全野党の共闘や、企業主義の克服など5項目の「補強見解」がまとめられ、総評首脳はこれを前提条件に基本構想を承認し、それに基づいて民間単産が統一準備会に一同となって参加していくという原案を、1981年7月の総評定期大会で提示したが、紛糾し、結論を先延ばしした。評論家の青地晨や日高六郎、宇井純、小田実、小中陽太郎、梅林宏道ら文化人や学者、反公害や反戦の市民運動グループ代表ら62名は1981年10月、労戦統一の進展が市民運動に重大な影響を及ぼすことへの懸念から、各単産委員長宛に労戦統一についての疑問点をたず公開質問状を発送、回答を求めた（『総評四十年史Ⅱ』、605-606頁）<sup>(35)</sup>。

3労働団体は難色を示しながらも最終的には総評の補強見解に譲歩し、これを受け総評幹事会は総評系民間5単産の先行参加を確認した。こうして1981年12月、民間先行による「統一準備会」が4団体加盟の39団体、380万人の参加で発足し、1982年5月には全電力を含む総評系の民間7単産が参加した。さらに第三陣として全造船機械など3単産の参加が決定したのを受け、統一準備会は1982年12月、41民間単産、425万人で新組織の「全日本民間労働組合協議会」（全民労協）へと移行した。これにより、総評内の労戦統一論議は、民間先行統一の是非から、官公労を含む全的統一への具体的道筋に論点が移ることになった（『総評四十年史Ⅱ』、607-12頁）。

しかし当初は、公務員の首切りを意味した行政改革や政党間協力での「中道結集」ないし「自公民路線」を推進する同盟・民社党に対する不信感から、総評内では民間単産においても労戦統一は激しい対立を内包し、官公労もまだ健在であった。しかし1982年11月に誕生した中曽根政権下で、増税なき財政再建や行革、民間活力の活用をスローガンにした政府・財界による国鉄や電電公社の民営化キャンペーンが激化するにつれ、官公労の抵抗力は掘り崩されていった。総評は1983年7月の定期大会で榎枝・富塚体制を引き継いだ黒川・真柄体制の下、全的労戦統一の検討を本格化させた。総評内部では、1985年4月の電電公社と専売公社

の民営化に伴い、全電通や全専売が民間単産となって全民労協に加盟するという状況に対し、官公労が取り残されるという危機感が高まり、官公労内部でも統一問題が真剣に議論されるようになった。総評は1985年7月の定期大会で、労働三団体及び全民労協と全的統一のための団体協議を開始することを決定した。さらに一年後の1986年7月の総評大会では、90年前後での全的統一実現が決定されるとともに、動労が総評による国労支援を批判して総評脱退と同盟・鉄労への同調を決め、総評は国鉄分割民営化反対闘争の柔軟化を打ち出さざるを得なくなった。また7月6日の衆参同日選挙で自民党が大勝、社会党が敗北し、中曽根政権が民活路線への自信を深めたことも、総評にとって情勢を一層厳しくした。また左派系有力単産では国労が分割民営化闘争の柔軟化を拒否し、日教組は労戦統一問題で内部が紛糾し続けたが、総評最大の単産であった自治労は1986年8月末の大会で、全民労協を全的統一の協議における交渉相手として正式に認知した（『総評四十年史Ⅱ』、613-619頁）。

一方、全民労協は1986年11月の総会で、1987年11月の連合体移行の目標と、1989年までに官公労も含めた全的統一を実現するよう努力する旨を確認した。中立労連は1987年9月に、同盟は11月に、新産別も1988年10月に解散し、全民労協は1987年11月、62単産、555万人の参加で全日本民間労働組合連合会（連合）へと移行した。また総評は1987年7月の定期大会で、1990年の総評解散及び統一ナショナル・センター結成の方針を決定した。全的統一に向けた協議は1988年2月から総評、官公労、及び連合の間で開始され、総評は1988年7月の定期大会で1989年の統一達成・総評解散を正式に決定した。その間、幾つかの単産は分裂し、共産党系反主流派が抜けた自治労と日教組は1988年8月と9月の大会において、新連合への加盟を賛成多数で決定した。総評は1989年11月に解散し、新「連合」（日本労働組合総連合会）が78単産、800万人で結成された。また同日、共産党系の全国労働組合総連合（全労連）も結成された。労働四団体は消滅したが、総評センター、旧同盟系の友愛会議、及び中立連絡会議の三つの継承組織が新たに発足し、不一致課題への取り組みなどを目的に、「一定期間」存続することになった（『総評四十年史Ⅱ』、621-625頁）。こうして労働団体の再編成は完成した。

最後に、労戦統一から取り残された下請け労働者の位置について触れ

ておきたい。1981年7月、敦賀市の日本原電敦賀発電所と、原発企業の元請けの関電興業敦賀営業所でそれぞれ下請け、孫請けとして働く作業員183人が全日本運輸一般労組関西地区生コン支部（武健一委員長）の原子力発電所分会、いわゆる「原発分会」を結成し、原発下請け作業員初の労組結成となった。解雇や脅迫を避けるため、組合員の名前は匿名にされた。分会は結成後間もなく、日本原電と関電に対し、団体交渉と、労働条件に関する20項目の要求を認めるよう求めた。会社側は下請け労働者との直接の雇用契約関係がないとの理由でこれを拒否したほか、分会を解散させるよう下請けや孫請けの会社に指示し、暴力団による脅迫もあった（Tanaka, 1989）。要求に対する会社側の無回答を受け、1981年9月、分会と、分会が所属する「生コン支部」は、日本原電（本社東京）と関電興業（本社大阪市）を相手取り、福井県地方労働委員会に不当労働行為（労働組合法7条）の救済を申し立てた。

その間、1981年8月には原発分会の斉藤征二会長らは、広島で開かれた原水爆禁止世界大会の国際会議に出席し、放射性廃棄物の海洋投棄と労働者被曝に関する分科会で報告した。また1981年8月末には福島や茨城、静岡の原発現地を訪れる全国キャラバンを行い、下請け労働者と会合を持っている。さらに1983年7月には、原発下請け労働者の人権や労働条件を守るための初の全国組織「原発下請け労働者の権利を守る会」の結成総会が福井県敦賀市で開かれ、全国の原発立地県内の労組や反原発市民団体、学者や宗教団体など52団体から約230人が出席した。

こうした活動にもかかわらず、原発分会には二つの根本的な弱点があった。第一に、季節労働者の雇用は不安定であり、仕事を求めて各地の原発を渡り歩く傾向があり（「原発ジプシー」）、福井県を離れた労働者は原発分会と音信不通になってしまうことである。第二に、分会とその構成員は、原発労働の危険性を知りながらも、生計のために原発を基本的に受け入れていることにある。このため反原発運動グループとは接触を持ちながらも、基本的な方向性で一致できないのである。結局、下請け労働者の組織化はマージナルなままにとどまった。

労働界の再編によって民間大企業労組を主体とする同盟と官公労を主体とする総評という二元構造は解消され、中央の労働団体は支配的な「連合」と共産党系少数派の「全労連」という非対称な構造に再編された。

しかしそれとは別に、組織労働と未組織労働の二元構造は依然強く存在している。原発労働においては、旧同盟系の電力総連に組織された電力会社正社員と、被曝労働に従事する下請けの未組織季節工という「デュアリズム」は手付かずのままとなる一方、反原発運動を支えた旧総評系官公労は、反原発運動への関与を限定的にしていった。

### 3. 社会党の「現実路線」への動揺

与野党伯仲から保守回帰へと政治状況が転じる最初の徴候が現れたのは、1979年4月8日の統一地方選挙であった。東京都知事選挙で自民・公明・民社の選挙協力で出馬した鈴木俊一が社会・共産の選挙協力を後ろ盾にして出馬した太田薫・元総評議長を破り、当選したほか、幾つかの県や全国各地の市長選挙で自公民の選挙協力が成立した。また神奈川の長洲知事のように「革新首長」として出発した現職候補に対する自民党の相乗りも増える一方、大阪知事選では共産党系の黒田了一が、社公民の三党選挙協力で自民党の相乗りを加えた対立候補に破れた。革新自治体の時代から総与党化の時代への移行が始まっていた。社会党は首長選挙で影響力を弱め、県議選でも大幅な議席減少に甘んじた。共産党は議席を増加させながらも、得票率は低下した。

しかし統一地方選挙での敗北にもかかわらず、飛鳥田社会党委員長は5月、政党間の多数派形成より党の主体性を重視する考えを改めて強調した。しかし労戦統一論議を抱える総評は同じ5月、これより厳しい現状認識から、富塚事務局長が社会党一党支持解消を問題提起という形で打ち出した。また1979年10月7日の衆院選に向け、公明・民社・社民連・新自由クラブの中道4政党間では、本格的な選挙協力が合意されたが、公明党からの選挙協力の打診に対し、社会党はやはり難色を示した（前田1995、169-171頁）。選挙結果は、自民党が公認候補の当選者248名と大敗し、保守系無所属の当選者を入党させてようやく衆議院の議席の過半数を確保する状態となった。自民党大敗の原因は、選挙中に大平首相が「一般消費税」の導入に意欲を示し、自民党支持層の商工業者などの反発を買ったことや、統一地方選挙後に行われたために、地方議員を中心とした自民党の選挙運動の実動部隊が疲弊していたことが指摘される（石川1995）。しかし社会党も前回から17議席減の107議席に落ち込んだ。

民社党と公明党は選挙後の無所属議員を加えるなどして議席を増やし、社民連は2議席で変わらなかった。共産党は躍進した1972年総選挙の40議席から1976年総選挙で19議席に半減していたが、41議席に回復した。選挙前に保守色の強い議員が離党していた新自由クラブは前回18議席から4議席へと転落した。

総選挙後、総評は社会党に公明党との政権協議に入るよう圧力をかけた。その結果、1979年11月には社公両党が社公中軸の政権協議を開始した。社公両党間の政権協議は1980年1月10日に合意に達した。この『社公合意』では、その前文の「政治原則」において、「現状では」の但し書き付きながら、「共産党を政権協議の対象とはしない」ことが明記された。これによって社会党は従来の「全野党共闘路線」を放棄し、社公民路線に踏み出した。また見解の異なる基本政策のうち、日米安保条約や自衛隊については、公明党が社会党に譲歩する形で集約された。原発については、新增設凍結などを主張した社会党と、容認の立場をとる公明党との間でまとまらず、継続協議とされた。具体的には本文の「政策の大綱」で「原子力発電は自主・民主・公開の原則を確立し、安全性の再点検を厳格に行い、その結果にもとづいて必要な改善と制度の改革を早急に行うとともに、建設については、民主的な手続きによる厳格な安全審査と環境アセスメントをもとに関係地域住民の合意を前提とする」という玉虫色の表現になった一方で、「両党確認事項」として「社会党は、原発の新增設について、当面凍結し、連合政権樹立の段階までに安全性の確認を行ってその可否を決めることとし、その決定時点で改めて協議したいとの見解を表明した。公明党はその協議について確認した」と記された（飯塚1985、402-406頁）。

その間、民社党も1979年11月に公明党との政権協議を開始し、社公民の政権構想が社会党主導にならないよう牽制した。1979年12月には一足先に公明党と民社党の間で『中道連合政権構想』が締結され、そこでは自民党と連合政権をつくらないことが明記されるとともに、両党は実質的な安保是認で合意した。従って、公明党をはさむブリッジ共闘は政党の組み合わせの上では成立したが、両政権構想の基本政策上の隔たりは残った。また1980年2月の社会党定期大会では社会主義協会系の地方代議員を中心に、社公合意への批判も上がった。それでも1980年夏の参院

選に向け、社公民3党は選挙協力の協議を開始し、5月には参議院5地方区での3党選挙協りに合意した。また労働4団体間でも、選挙協力の合意が形成されていた。

ところが参議院選挙に先立ち、1980年5月に社会党が単独で不用意に提出した内閣不信任案が、自民党反主流派（福田派、三木派）の本会議欠席により、思いがけず可決され、大平首相が衆議院を解散したことから、6月に衆参同日選挙が行われることになった。しかも大平首相が選挙運動中に心筋梗塞で倒れ、急死したことから、同情票を集めた自民党が大勝した。衆議院で自民党は公認候補だけで284人、36議席となり、新自由クラブも12人に回復した。保守系無所属の当選者も合わせると、「総保守」が305議席にも達した。これに対し、社会党は107議席を維持し、社民連も1議席増やしたが、公明は24議席、共産は12議席、民社も3議席を減らした（石川1995）。参議院では自民党が11議席増の135議席となる一方、社会党や共産党が議席を減らした。選挙後、民社・公明両党は社会党に決定的な不信感を抱くようになり、自民党との連携が基調となる。また社会党も1981年8月に飛鳥田委員長が社公合意の事実上の凍結を表明し、再び主体性重視の方向に向かったのである。

同時に、社会党の基本政策の現実路線化も停止した。1980年6月4日、社会党の飛鳥田委員長は自民党一党支配の打破のため反自民・非共産の野党勢力（社、公、民、新自ク、社民連、労働4団体）を結集する連合政権構想を神戸市で発表し、この中で安保・自衛隊や原発政策について、社公連合政権構想における社会党の主張より現状肯定の色彩を強めた姿勢を打ち出した。その際、原発については、社公連合政権構想が稼働・建設について単に「関係住民の合意を前提」とするとしていたのに対し、新增設の凍結と稼働・建設の適否を関係住民の住民投票に委ねることとし、合意形成の具体的方法を特定した点で一步踏み込んでいた<sup>(36)</sup>。

社会党の柔軟化に対しては、反原発運動側から懸念が表明された。舛倉隆（浪江町棚塩原発反対同盟委員長）の次のような言葉がそれを代表している。「これまで通り社会党は原発反対を貫いてくれると信じている人は多いのです。自民政権崩壊の日を想定して、社会党が連合政権樹立のために各党と政策調整を進めるのは当然のことです。しかし、戦争反対と原発反対の二つは、ぜひ守り通して欲しいのです」。こうした

不安に対し社会党は、公明・民社との協力を進める選挙方針が、原発の運転と新增設を容認しないという従来の社会党の反原発政策に変更をもたらすわけではない旨、弁明した<sup>(37)</sup>。

しかし1980年の衆参同日選挙後の社公民政権構想崩壊で、社会党の原発政策転換は停止した。また総評が大規模な組織動員をかけた公開ヒアリング闘争の高揚を背景に、県評や地方の社会党員の中に反原発運動がかなりの定着を見るようになった。そうした中、原子力施設立地計画に直面する社会党地方議員を中心に、1982年2月に結成されたのが原発対策全国連絡協議会（原対協）である。関係26道府県の社会党原発対策委員会で構成され、栗原透・高知県議が初代会長になった。結成の目的は反原発闘争の全国的連携や支援、情報交換の強化にあるとされたが、党内反原発派が単なる非公式の派閥ではなく、党の公式の機関として制度化された意味は大きい。社会党は党として反原発の抗議行動に参加する際、原対協に諮った上で決定を下すようになったのである。しかし原対協はやがて、社会党の反原発闘争本部というより、党の原発政策見直しに対して拒否権を行使する集団としての側面を強めていくのである。

そのきっかけは、1983年6月22日の参院選であった。これは前年8月に全国区を比例代表区に変えた公職選挙法改正後初の参院選でもあった。主要政党の総議席数は前回1980年選挙の結果と比べ、ほとんど大きな変動はなく、実質的には自民党の勝利となった。社会党は飛鳥田委員長が実質的な敗北の責任をとって退陣を表明し、1983年9月の党大会で、石橋正嗣が委員長に、田辺誠が書記長に選ばれた。石橋社会党は共産党との対決色を強め、公明党との関係改善を図るなど、社公民路線の復活を目指した。このためにまず、マルクス・レーニン主義的な綱領的文書『道』の見直しが行われた。すでに飛鳥田時代の1982年6月には『八〇年代の内外情勢の展望と社会党の路線』が、また1982年12月には『われわれのめざす社会主義の構想』が党大会で承認され、『道』の窮乏化革命論やソ連型社会主義志向が否定され、西欧型社会民主主義の追求が是認されていた。さらに1985年1月の党大会では、党の綱領と、綱領的文書の『道』を廃止はしないが歴史的な文書として機能を停止させることが決定された。さらに1986年1月の党大会では、社会民主主義を明確には謳わないという左派への妥協を行いながらも、新しい綱領的文書『新宣言』を採択し

た（新川1999、171-172頁）。

綱領的文書の見直しと並行して、石橋社会党は社公民の政権協議の障害となりうる基本政策における従来の急進的立場を、現実重視の方向に修正しようと試みた。懸案となったのは日米安保条約、自衛隊、朝鮮半島、及び原子力発電の4基本政策であった。石橋は、委員長就任後に初めて行われた年末の衆院選の結果を慎重に待ってから、基本政策見直しにかかった。1983年12月18日の衆議院選挙は、10月の田中角栄に対するロッキード事件の一審有罪判決が出たのを機に、田中に対する議員辞職勧告決議案などをめぐって国会が紛糾、解散されたのを受けて行われた。結果は、自民党が公認候補者の当選だけでは過半数割れを起こすという敗北を喫する一方、公明党と民社党が票を伸ばし、共産党は微減した。若干の選挙区で公明党との選挙協力に合意して選挙に臨んだ社会党は、惨敗した前回より6議席増となり、低レベルではあったが一応及第と見なされた（石川1995）。

選挙直後の1984年1月、石橋委員長は自衛隊の法的地位に関する党の立場を、従来の単純な違憲論から「違憲・合法」な存在だとする立場に改める考えを党機関誌『月刊社会党』で明らかにした。また1984年3月、石橋委員長は訪米を前に、社会党が韓国と交流する用意のあることを表明し、従来の北朝鮮一辺倒の朝鮮半島政策の見直しを表明した。ただ自衛隊の「違憲・合法論」は、左派の巻き返しを受け、「違憲・法的存在」という後退した表現で、1984年2月の党大会で承認された。また1986年初頭の石橋委員長の訪韓計画は、韓国政府からビザが下りず、実現しなかったものの、その過程で実質的に韓国を国家として認知する発言を行っている（谷1986b）。

対照的に、原発政策では現実路線への政策転換が完全に阻止された。党内原発論争の山場となったのは、1985年1月の党大会に向けた「中期社会経済政策」の策定である。これは、1979年に決定された「中期経済政策」の全面改定として、1980年代後半から約十年間を対象に策定することが1984年2月の党大会で決定され、社会党は改定作業を社会党系の学者で構成する平和経済計画会議（1961年設立）に諮問した。同会議は1984年11月17日、総論部分の基本的考え方を固め、社会党全国政審会長会議に報告した。報告の内容は石橋委員長就任以来の社会党の「現実路

線」を具体化するものであり、実質5%の経済成長率によって完全就業と質量両面にわたる高度な福祉社会の実現を目指すというのが大筋であった。この「中期社会経済政策」において原発政策は重要な柱の一つとされ、その際、実質5%の経済成長の達成は、計画段階の原発建設を中止しても可能であるが、現在稼働中の原発は容認しなければならないとされた。原発政策の骨子は以下の通りであった<sup>(38)</sup>。

- 一現在稼働中の原発は安全性の確保を前提に稼働は容認する。
- 一建設中の原発は、このままのペースで完成させると需要を供給が上回ると予想されるので、完成時期を段階的に遅らせ、初期に建設された原発の耐用年数が切れたのを引き継ぐ形で稼働させる。
- 一計画段階や新規の原発の建設は中止する。これは原子力が経済性の点で有利とは言えなくなったことが根拠とされる。代わりに、より安価なエネルギーの開発を推進する。

こうした原発政策の内容が公表されると、全国24道府県に及ぶ反原発活動家や社会党の各道府県本部からの抗議が社会党本部へ殺到した。また原対協会長の栗原透高知県議は急遽上京し、石橋委員長らに従来の原発全面反對方針の再確認を迫った。さらに党の原子力政策を担当する社会党科学技術政策委員会（大原亨委員長）も11月21日に委員会を開き、稼働中の原発の運転中止や建設中及び計画段階の原発の建設中止という方針を堅持し、また中期的に必要な電力を石炭や液化天然ガスによる火力発電所の増設でまかなうとする提言をまとめ、島崎政策審議会長に提出した。こうした反発をなだめるため、党執行部は各都道府県本部に対し、原発反對方針は撤回しておらず、原発政策の見直しはこれから議論するのだと弁明する通達を出した<sup>(39)</sup>。

一方、党内原発推進派は学者グループの報告を歓迎した。その急先鋒である後藤茂代議員と松前達郎参院議員は、すでに雑誌「エネルギーフォーラム」84年8月号の「硬直化した社党『反原発』政策を見直せ」と題したインタビュー記事の中で、原子力発電を推進もしくは容認する発言をし、党内反原発派の反感を買っていた。原対協は10月17日、こうした発言に対し、原発反對方針の堅持、党機関以外での個人的見解の不

公表など「原発反対強化」を石橋委員長に申し入れたばかりであった<sup>(40)</sup>。それから一ヶ月で、稼働中の原発を容認する学者グループの原案の骨子が出てきたため、反対派は危機感を強めたのである。

賛否両論が渦巻く中、社会党政策審議会と平和経済計画会議は「中期社会経済政策」の最終案を12月4日に田辺書記長に答申した。その原発政策の骨子は、計画中の原発は凍結、建設中の原発は再検討、稼働中の原発は運転を容認しつつ、「全面的な安全性確立のための研究を続ける」方針となり、反原発派に若干譲歩した形となった。また商業用の高速増殖炉や再処理工場の建設は認めず、「長期的には原子力発電に依存しないエネルギー供給を目指す」旨が追加され、太陽熱や風力などソフトエネルギーの開発を将来の目標として掲げた。また並行して原案作成が進められていた1985年度運動方針案も原案が同じ頃に固まったが、ここでは「安全性が確認されない現状においては、原発、高速増殖炉、再処理工場、ウラン濃縮工場の建設、原子力船に反対する」という従来からの表現が踏襲された。しかし中期政策の考え方を踏まえ、稼働中の原発については、「一時停止し、安全性が確認されるまで運転再開を認めない」としていた表現を盛り込まず、事実上容認する含みを持たせた<sup>(41)</sup>。

しかし反原発派の反発は収まらなかった。原対協が12月12日に衆院第一議員会館で開いた臨時総会には原子力施設を抱える24道府県の反原発活動家が参加し、石橋委員長に再度、従来の原発全面反対方針の堅持を申し入れた。また同日、全国国民運動部長・原発担当者会議が党本部で開かれ、「反原発闘争の現場で支持者の間に動揺と不信が広まっている」などの声が相次ぎ、反原発闘争の継続・強化を確認し、上原国民運動局長が13日の中央執行委員会に報告することを決めた。やはり12日、中期政策の策定を進める政策審議会総合政策委員会も開かれ、党科学技術政策委員会と総合エネルギー政策委員会の有志議員12人が意見書を提出したが、後藤茂商工部会長ら原発推進派と、村山喜一総務局長ら反原発派の意見が対立し、調整がつかなかった<sup>(42)</sup>。

結局、中期政策の原発政策の最終案は、12月14日深夜、田辺書記長と島崎政策審議会議長、及び森永企画調査局長の三者協議に委ねられ、15日にようやく最終案がまとめられた。その中で原発は「いまだにその安全性が確立されず、使用済み核燃料や廃棄物の処理についてもメドが立っ

ておらず、人間の生命にかかわる危険性は依然として除去されていない」と位置づけられた。計画中の原発は全て凍結、建設中の原発は中止、稼働中の原発は「公的規制を強め、公開を求めるなど安全性を追求し、これが確認されないときは、運転を中止して再審査、再点検を行う」とされた。中期政策の原発政策確定に伴い、八五年運動方針案の原発政策関連部分も最終確定し、「安全性の確認」以下の部分が追加された<sup>(43)</sup>。

しかしそれでも反原発派は納得しなかった。1985年1月17日から三日間開かれた第49回定期党大会では、原発問題が最大の焦点となり、反原発派の22県本部と、3県本部の一部議員有志は、原発全面反対の堅持を求める修正案を提出した。執行部は、原対協などと非公式協議を重ねたが、反対派は根強く、結局、運動方針案のうち、稼働中の原発の運転継続を容認した部分を削除し、また中期政策では「安全性を追求し、これが確認できない以上、運転を中止して再審査、再点検を行う」という文言に後退し、さらに執行部が「原発容認を意味しない」との補足見解を示すことで決着をつけることになった（飯塚1985、438-439頁）。

このように党内で反原発派は原発政策の見直しの阻止に成功した。それには3つの要因が指摘できる（谷1986 a、200-204頁）。第一に、日米安保条約の是非も含め、他の3基本政策がどれも冷戦構造における体制選択の問題に関わっていたのに対し、原子力発電の是非は、反原発運動の初期にこそ接点があったとはいえ、本質的に東西の体制選択を超越する問題であった。社会党内でも原発の賛否は、1970年代後半にはすでに社会党の伝統的な左右派閥の亀裂を横断する形になっていた。このことは、1977年に社会党を離党した右派の江田三郎が結成した社会市民連合（後の社会民主連合）が当初から反原発の立場をとり、原水禁の活動家（池山重朗）がそのエネルギー政策を担当していたことにも示されている（『朝日ジャーナル』1977、164頁）。また1984年の社会党の基本政策見直し論議では、江田派の流れを汲んで1980年代に台頭した右派の政権構想研究会が原発への賛否で割れた。第二に、原発問題一点で熱心に活動する党員が特に地方で存在し、原対協を通じて社会党の原発容認の阻止に動いた。原発反対派は拒否権集団となっていたのである。また第三に、原発問題をめぐって民間労組間でも態度や関心に大きな隔たりがあり、また労戦統一がまだ官公労を統合していない段階で、官公労と反原

発闘争の関係もまだ健在であった。

1985年1月の党大会はこうして反原発派の勝利に終わったが、社公民の政権構想を推進する右派が台頭する中、原発容認派も勢いづいてきた。巻き返しを図る原発容認派は1985年6月上旬、後藤茂・社会党総合エネルギー政策委員会事務局長や松前達郎参院議員、佐藤観樹及び城地豊司の両衆院議員の呼びかけにより、中部電力浜岡原発の視察を行った。また全民労協も1985年6月下旬、資源エネルギー部会の政策担当者25人から成る視察団を東電福島第二原発に派遣し、これには総評系民間単産からも担当者が参加した。この視察団派遣は、1986年に全民労協が政策制度提言を出す前提として、労働戦線統一の障害の一つとなっていた原発問題での意見相違を解消したいという意図があった。全民労協の「61-62年度政策・制度要求と提言」は一年後の1986年6月に開かれた第10回代表者会議で承認され、そこでは原発建設推進の方向が打ち出された。ただ同年4月のチェルノブイリ原発事故を受け、総評及び新産別系の単産代表から強い反対意見が出されたことに配慮し、この日の会議では、第一に、国際レベルでの安全確保に万全を期すよう求めること、第二に、国内原発に対しては安全管理のチェックを強く求めていくとの趣旨の特別見解が確認された。

しかし原発推進・反対両派の対立は1987年に全民労協が「連合」に移行した後もくすぶり続け、社会党でも特に毎年初頭の党大会における運動方針案決定に際して、再三表面化することになった。

### 第三節 国際環境の変化と支配的連合の適応様式

反原発の連合が解体傾向を強めたのに対し、支配的連合の間では国際政治経済上の環境変化に対応して、利害調整の必要が新たに生じてきた。そのことは、相互に補完し合う三様の動きとして表面化した。第一の動きは、「総合安全保障政策」論の浮上と、そこにおける原子力の積極的な位置づけ、及び通産省が推進した原子力における対米自立化の追求である。安全保障を軍事面に限定せず、経済全般にわたる諸施策との関連で総合的に考える視点は第一次石油危機直前から登場していたが、石油危機後、例えば自民党は1976年12月の総選挙にあたり、「総合的安全保

障体制の整備」を公約に掲げた（五十嵐1982）。また大平内閣は総合安全保障の構想を政権の基本戦略として重視する立場をとり、鈴木内閣に至っては、1980年12月に「総合安全保障関係閣僚会議」まで発足させている。「総合安全保障政策」の最初の体系的な議論としては、総合研究開発機構（NIRA）が野村総合研究所に委託した『国際環境およびわが国の経済・社会の変化をふまえた総合戦略の展開』（1977年5月）があり、その基本的考え方は、『八〇年代の通産政策ビジョン』（1980年3月）や、『第二次臨時行政調査会の基本答申』（1982年7月）、及び『一九八〇年代経済社会の展望と指針』（1983年8月政府決定）に取り入れられた（山川1986）。これらの文書では原子力の推進が重視され、特に『展望と指針』では、エネルギー政策に関して原子力が、供給安定性と経済性に優れた「準国産」エネルギーと位置づけられ、その前提となる核燃料サイクルの国内自主確立が推進され、そのために原子力関連諸施設の立地促進のための地域政策が改めて強調された。

イデオロギー的基礎を総合安全保障政策論によって与えられたエネルギー安全保障論の一般的背景を成していたのは二回の石油危機や、1979年に日本版が出たエズラ・ヴォーゲルの「ジャパン・アズ・ナンバー・ワン」への共鳴に象徴される日本での経済ナショナリズムの台頭であった。同時に、原子力での対米自立化が試みられた背景には、1977年1月に誕生したカーター政権下での米国の核不拡散政策の強化も指摘できる。米国の同盟国に対する核不拡散防護措置が厳しくなった1970年代後半、日本は軽水炉の燃料である濃縮ウランの全量を米国からの輸入に依存していたので、例えばウラン濃縮工場の国産化は、日本のエネルギー安全保障上の立場を強めるはずであった。国産技術開発に基づく動燃のウラン濃縮工場の実験プラントは1977年8月、岡山県人形峠で着工され、1979年8月に部分操業を、1982年3月には全面操業を開始した。それに続く原型プラントも1985年6月に人形峠で着工され、1989年5月に全面操業に入った。ウラン濃縮工場の商業プラントは、電力九社の共同出資会社の日本原燃産業（1985年3月発足）によって青森県六ヶ所村に建設され、1992年3月に運転を開始した。

ただ現実には、ウラン濃縮の海外委託先を欧州諸国に「多様化」する方がコストの点で合理的であり、また欧州諸国との競争に直面した米国

も濃縮ウラン提供の条件を改善したため、日本の国産ウラン濃縮工場建設は技術的課題を別としても採算がとれる事業ではなく、象徴的意味しか持たない（伊原1984）。にもかかわらず電力業界は、後述する再処理工場の場合とは異なり、ウラン濃縮工場を民営事業として受け入れることに難色を示さなかったが、これはウラン濃縮事業が金額的に小規模であったことにあると言われる（吉岡1999、164頁）。

しかしそれ以外の対米自立化政策は、そこに経済的メリットを見出さない電力業界の協力が得られず、またレーガン政権期に米国原子力政策が軟化したため、実質的に挫折することになる。特に通産省が推進した軽水炉の完全国産化は、米国との共同開発（改良型軽水炉 ABWR・APWR）方式を好む電力業界の前に後退した。またやはり通産省が1975年から推進したカナダからの重水炉（CANDU 炉）導入は電力業界の消極姿勢とともに、新型転換炉（ATR）を推進する科技厅・動燃及び原子力産業界の抵抗の前に、挫折する。最終的に1979年8月、原子力委員会は CANDU 炉が不要との立場を正式に打ち出した（吉岡1999、180-183頁）。通産省傘下の国策会社・電発は、CANDU 炉断念の対価として、ATR 原型炉「ふげん」の次の段階として青森県大間町に建設されるはずだった実証炉の事業主体に指定されたが、ATR の技術的な展望は暗く、電力業界は最終的に1995年、その民営事業としての引き受けを拒否し、大間の計画は軽水炉建設に変更された<sup>(44)</sup>。

第二の動きは電源多様化政策である。その理論的基盤となった総合安全保障論のナショナリズム的な建前とは裏腹に、多様化政策が電源三法の拡充という手段で追求されたのは、政府・電力業界ともに原子力開発を推進していくための財源上の限界に突き当たったためである（伊原1984、180-185頁）。そこで支配的連合内では新たな利害調整の必要が生じ、妥協点として電源三法制度が活用されたのである。通産省は「石油代替エネルギー」として石炭利用拡大や石炭液化開発、原子力を推進するための新税導入及び新特殊法人（NEDO）設立を目指し、科技厅はもはや一般会計予算でまかないきれない巨額の原子力開発費（特に動燃の高速増殖炉開発）を特別会計で充当しようとした。また電力業界は二回の石油危機に伴う電力需要と電力販売量の低迷に直面して、原子力開発費用と電源立地対策費用のさらなる社会化（国民への負担転嫁）を求め

た。自民党と通産省は原発立地自治体からの地域振興策拡大の要求に応じていく必要があった。

これら支配的アクターの利害に配慮すべく、電源多様化政策は主に電源三法の改正やその施行令の改正などを通じて追求された。まず「電源開発促進対策特別会計法」は1980年5月に改正され、従来の発電所立地促進の特別会計は「電源立地勘定」とされるとともに、「石油代替エネルギー」の開発促進による電源構成の「多様化」を促すための「電源多様化勘定」が導入された。続いて「電源開発促進税法」が同月末に改正され、電源開発促進税が1千キロワット時当たり85円から300円に大幅に引き上げられ、増税分はすべて新設の多様化勘定に組み入れられた。これによって、元々は原発の立地促進のために導入された制度に、原子力開発のための資金捻出という新たな政策目的が加えられたことになる。実際、多様化勘定の予算の3分の2は原子力開発に支出され、そのさらに半分は動燃の高速増殖炉開発に充てられてきた（清水1991b）。それに伴い、科技庁グループも電源三法の恩恵に与かることができるようになったのである（図5-1：原子力予算の推移）。

同時に、立地対策も拡充された。「電源開発促進税法」は二年後の1983年5月、再び税率が改正され、今度は立地勘定分が1千キロワット時当たり75円、多様化勘定分が70円引き上げられ、全体では300円から445円に引き上げられた。また1981年7～8月には「特別会計法」施行令が改正され、「水力発電施設周辺地域交付金」、「電力移出県等交付金」及び「原子力発電施設等周辺地域交付金」が創設された。特に後二者は原発対策として導入され、合わせて「電源立地特別交付金」と呼ばれる<sup>(45)</sup>。両者は、原発立地点を抱える県が「電力流出」に対し不満を募らせていたことに対処したものである。原発立地点で生産された電力の大半が現地では消費されずに電力大消費地の大都市や工業地帯を抱える都府県に「流出」すること、しかも1980年代後半に消費税が導入されるまでは、電力消費にかけられていた電気税（市町村税）が大消費地の自治体の財政を潤すだけだったという問題である。このうち、「電力移出県等交付金」は、電力の域外流出が比較的多い道府県に、移出電力量の大きさに応じて支給されるものである。また「周辺地域交付金」は、国の補助金を使って電気料金を原子力施設の周辺だけ安くして地元住民に立

地の恩恵を実感してもらうための制度である。「原子力立地給付金」を都道府県に交付し、道府県は電気料金の割引に充てるか、当該地域の雇用確保事業に充てるかを選択する。電気料金の割引に充てる場合はさらにこの交付金が通産省の外郭団体の日本立地センターを経由して電力会社に渡り、電力会社は割引分を消費者に給付する<sup>(46)</sup>。

これに対し、最大の交付金である「電源立地促進対策交付金」の運用に関する「発電用施設周辺地域整備法」については、その施行令や規則の改正が頻繁に行われ、①交付の対象になる「発電用施設」の種類の拡大、②交付金の増額と期限延長、及び③用途となる公共用施設の範囲の拡大が不断に行われた。例えば「整備法」発足当時、原子力関連の「発電用施設」は商用炉のほか、再処理施設や原研の研究用原子炉、動燃の高速増殖炉実験炉とされていたが、1978年以降の度重なる法施行令改正によって、ウラン濃縮関連施設や核廃棄物関連施設を含む、ほとんどあらゆる種類の核燃料サイクル施設が対象に加えられた。

支配的連合内の利害調整を伴う第三の動きは、商業用原発事業の継続を正当化するためにはや避けられなくなった使用済核燃料の再処理や核廃棄物の処分計画の具体化である。日本の原子力政策に再処理工場の国内建設計画が浮上するのは1960年のことである。1959年1月に原子力委員会に設置された再処理専門部会は1960年5月、一日0.35トン程度の使用済核燃料を取り扱う再処理パイロットプラントの建設を勧告した。これを受け原子力委員会の1961年2月8日改定の長期計画は、1960年代後半に原燃公社による建設という方針を示した。しかしその後、再処理専門部会は海外動向調査などにに基づき、外国では再処理技術がすでに実用段階に達したという認識を抱き、1962年4月、日量0.7～1トンの実用規模の再処理工場を外国からの技術導入に基づき、1968年頃までに建設すべきであるという報告書を原子力委員会に提出した。しかし原子力委員会は商業ベースでの再処理事業実施に懐疑的であり、1964年6月、建設資金は政府出資、プルトニウムは政府買い上げという方針を発表した。ところが大蔵省はこれに難色を示す。東海原発の建設決定に際し、「原子力発電は実用化の段階にある」との認識がとられた前例があり、これに照らすと、原発に付随する施設と位置づけられた再処理工場も実用段階の施設のはずであるという論理だった。そこで原子力委員会は設

計までは政府出資だが建設は借入金でまかない、プルトニウム買い上げも断念した（吉岡1995 e、176-177頁）。

こうした費用負担の原則に基づき、最初の再処理工場の建設は進められた。詳細設計は1966年2月、フランスのサン・ゴバン・ヌクレール（SGN）社が、建設はSGN及び下請けの日本揮発油が1970年12月に受注した。立地点は原燃公社の所在地であった東海村に決まり、また事業主体の原燃公社は1967年に廃止され、動燃へ改組された。立地手続は漁協や周辺市町村の反対運動により難航したが、それも1974年11月の動燃と茨城県漁連との漁業補償契約締結で解決した。工場建設は1971年6月に着工、1974年10月に完成した。1974年10月からは化学試験が開始され、1975年9月から1977年3月まではウラン試験が行われた。後は使用済核燃料を実際に用いてプルトニウムを化学的に分離抽出するホット試験を残すのみとなった（吉岡1995 e、177-178頁）。

ところが1977年1月に発足したカーター政権は1977年4月、米国の商業用再処理と高速増殖炉商業化の無期限延期を含む原子力政策を発表し、同盟国にも同調を求めてきた。日本に対しては、日米原子力協定（1968年7月10日改定）に基づいて東海再処理工場のホット試験に待ったをかけた。協定の8条C項は、当時日本が全量を輸入していた米国製濃縮ウランに由来する使用済核燃料を再処理する場合、工場の運転は日本の自主的判断ではなく日米の共同決定に基づいて決めなければならないと規定していた。そこで1977年4月から日米再処理交渉が行われた。その結果、9月12日、プルトニウムの単体抽出ではなく、ウランとプルトニウムの混合溶液から混合酸化物燃料（MOX）を直接製造する方法を採用すること、ただしその技術が完成するまでは暫定的に、二年間99トンまでという制限付きで東海再処理工場の運転を認めることで合意が成立した（吉岡1995 e、179頁）。

しかしやがて米国の核不拡散政策は日本や諸外国の抵抗により後退を余儀なくされ、レーガン政権期に入ると再び緩和される。こうして日本政府は外圧をしのぎきったが、技術的及びそれに伴う経済的難題は解消できなかった。ホット試験（1977年9月～1980年2月）を経て、東海工場は1981年1月から本格運転に入ったが、強酸性の溶液で溶解槽に穴が開くなどの故障続出で極めて低い稼働率にとどまった。1977年から1988

年度までの12年間の累計で392トンの使用済核燃料しか再処理できず、年間210トンという設計値の二年分にも満たなかった。経済面でも、毎年300億円以上の赤字を出した（吉岡1995 e、179-180頁）。

こうした東海再処理工場の失敗を目にする前から、電力会社は再処理の民営化に消極的だった。原爆製造のため核燃料関係の事業から開始した英米仏ソでは化学企業が原子力産業の主導権を握ったが、日本では欧米で開発された原子炉を買ってくることから原子力政策がスタートしたため、電力会社からの受注に依存する重電企業が主体となった。このため強い発言力を持つようになった電力業界は、経済的リスクの大きい核燃料関係の研究開発には一貫して消極的だった（伊原1984、208-210頁）。原子力委員会もこうした姿勢を追認し、動力炉政策に従属するものとして核燃料政策を扱い、動力炉政策の進展によって重要性を増すようになった分野から順番に（ウラン探鉱から使用済核燃料再処理、さらにウラン濃縮へ）、核燃料関係の事業を進めた。それでも原子力委員会の1967年4月の長期計画には、第二再処理工場の国内建設の必要性と、民間主体による建設が望ましい旨が初めて記されている。しかしこの頃の電力業界は、将来的な再処理事業の展開に際して、動燃に拘束されるのを嫌っていたにすぎず、民営再処理工場の建設を、それに伴う莫大な費用負担も含めて引き受けることに積極的ではなかった（吉岡1995 e、186、180-181頁；原産2000）。

再処理民営化への最初の重要な布石が打たれたのは第一次石油危機の後である。法律上、原発を設置しようとする電力会社は、使用済核燃料の処分方法を原発設置許可申請書に書き添えねばならないが、1972年の原子力委員会の長期計画では、再処理の国内実施が原則とされ、将来的には第二再処理工場の建設・運転を期待する旨が記された。電力会社は従来、当時建設中だった動燃の東海再処理工場ですべての使用済核燃料の再処理を行う旨を原発設置許可申請書に記し、設置許可を受けていた。しかし東海工場の設計上の年間処理能力は210トンにすぎず、第二再処理工場の建設計画がない限り、全国の建設中の原発十数基から出た使用済核燃料（原発一基当たり年間20～30トン発生）全てを再処理することは不可能であった。この矛盾を社会党が追及する構えを見せたため、慌てた科技厅は「設置許可申請書の使用済核燃料の処分方法に関する項目

は、実現可能な内容でなくてはならない」旨を電力業界に伝えた。電力業界は使用済核燃料再処理が国の特殊法人の動燃と原研にしか法律上許されていない点を指摘し、本音では海外再処理委託で逃げ切る意向であった。しかし科技庁は当時まだ握っていた原発建設の許認可権限（総理府科技庁の決定に基づき、公式には総理大臣が設置許可を出す）を楯に、民間の再処理会社設立を暗に促した。そこで電力業界は1974年5月の電力社長会の席上、再処理事業に本腰を入れて取り組む姿勢を見せるため、「濃縮・再処理準備会」の設置を決定した（伊原1984, 212-214頁）。

しかし電力業界が海外再処理委託先の開拓に乗り出すと、今度は通産省が、「第二再処理工場を放ったらかして海外依存にまた走ろうとする」のでは、日本輸出入銀行の融資を出せないと突っぱねた。その結果、1975年7月、電力業界は再び電力社長会で再処理事業への積極姿勢を表明せざるを得なくなったのである。

科技庁は駄目押しとして民間による再処理事業を法的に可能にするための法案作成を始める。その過程で1976年4月、原子力委員会が発足させた核燃料サイクル懇談会は9月、「第二再処理工場の建設・運転は電力業界を中心とする民間が主体となっていく方針で、その建設の準備を進める」、「国は関係法規、各種基準等の整備、用地取得等に対する協力、建設資金に対する低利融資等所要の対策を検討する」旨の報告書を提出した（伊原1984, 217-220頁）。政府は1977年10月、国会に原子炉等規制法の一部改正案、いわゆる再処理民営化法案を提出、その国会では不成立に終わったが、1979年6月、遂に可決成立させた。これを受け1980年3月、九電力と日本原電の電力十社が七割、金融業界及び製造業界が残り三割を出資する共同出資会社の日本原燃サービスが設立された。同社は1992年7月に姉妹会社の日本原燃産業と合併し、日本原燃となり現在に至る。

電力業界の抵抗にもかかわらず再処理の民営化で国（科技庁と通産省）が勝利を収めた背景には、上記のような経過に加え、国家の財政難が指摘される。「民営化は原子力開発があまりにも巨大化し、政府だけでは予算を負担し切れなくなった状況下で考案された、国策的プロジェクトの拡大再生産のための切り札であった」（吉岡1995 e、181頁）。電源三法の改正による電源多様化勘定の導入は、一つの対応策ではあったが、

十分ではなく、特に軽水炉の運転に付随する商業用施設と位置づけられた再処理工場の場合、民営化による受益者負担の強制が他の原子力施設に比べ、より強い説得力を持ったのである。

そうは言っても電力業界もしたたかであり、国内民間再処理工場建設を引き受けることによって、海外再処理委託の本格化を許された。それ以前は、日本原電が東海及び敦賀原発の使用済核燃料に関して、1968年及び1971年に英国原子力公社（UKAEA）との間に再処理委託契約を結んでいただけだった。しかし電力各社は1977年9月にフランス核燃料公社コジエマ（COGEMA）社と、また1978年5月にはUKAEAから独立した英国原子燃料会社BNFLとの間で、相次いで再処理委託契約を結んだ。これにより1978年から年平均数百トンの使用済核燃料が英仏へ向けて海上輸送されるようになった。1990年3月末までの契約量の総計は5700トンに上り、含有されるプルトニウムは40トンを超えると推定される。再処理によって英仏の工場で分離抽出されたプルトニウムは1992年11月から1993年1月にかけての「あかつき丸」による輸送（総量1.4トン）を皮切りに、約30回にわたり日本へ向けて返還されることになった。英仏との再処理委託契約はその後も追加されており、輸送回数もそれだけ増加することになる（吉岡1995 e、182頁）。

最後に、核廃棄物処分をめぐる政治過程について触れておこう。1976年10月8日、原子力委員会は核廃棄物についての方針を初めて打ち出した。高レベル放射性廃棄物については2000年頃までに見通しをつけるという表現で棚上げし、中低レベル廃棄物については陸地処分と海洋処分の双方を早急を実施するとの方針であった。しかし陸地処分の具体的方針の決定は先送りされ、本命視された海洋処分は1978年頃から試験的処分を開始することとされた。投棄の場所は北緯30度、東経147度の小笠原、八丈島の近海に絞られた。海洋処分の対象となる低レベル廃棄物は放射能に汚染されたビニールや衣服、紙などが主体であり、焼却減容処理されたのち、灰を二百リットル・ドラム缶に詰めてセメント固化したものである。1000MW級大型原発一基から年間千～二千本発生し、1980年時点で13万本に達すると計算されていた。電力会社は発電所敷地内に平均約3万本収容できる倉庫をつくり、保管していたが、じきに収容能力を超えると予想し、海洋投棄を急いでいた（伊原1984、280頁）。

しかし国内の水産業界は投棄反対を政府に申し入れ、政府計画の実施は遅れた。しかし1979年には漁業関係者の態度が軟化の兆しを見せ始め、政府は海洋投棄の実現に向け、諸法規の改正や、海洋投棄を規制するロンドン条約（廃棄物の海洋投棄による海洋汚染の防止に関する条約）の批准を済ませた。その上で1979年10月、政府は深さ五千メートルの深海底に投棄する計画を発表した。

ところが1980年2月、太平洋諸国の新聞がこの計画を報道すると、グアムや北マリアナ、パラオなど太平洋諸国の議会が次々と反対決議を行った。太平洋全域にわたる反対国際署名運動が展開され、夏の原水禁大会でも中心テーマとなった。その結果、1983年2月、ロンドンで開催されたロンドン条約第七回締約国会議は「科学的検討結果が得られるまで海洋投棄を見合わせる」とのスペインの提案を賛成多数で決議した（伊原1984、282-285頁）。こうして低レベル放射性廃棄物の処分は陸地に限られることになり、そのための処分場は最終的に、1984年4月に電事連が青森県に対して建設を公式に申し入れた六ヶ所村の核燃基地の一環として建設されることになった。

また高レベル核廃棄物についてはやはり1984年4月、動燃による北海道幌延町への「貯蔵工学センター」立地計画が明るみに出た。北海道知事で社会党の横道孝弘は計画反対を表明、1985年9月には動燃による立地環境調査の協力要請に対し、拒否を回答した。これに対し自民党が多数を握る道議会は立地環境調査促進決議を可決したが、1987年春の統一地方選挙で自民党が大敗したため、推進派は劣勢に転じた。1990年7月20日には道議会在が設置反対を決議した（吉岡1999、202頁）。結局、「貯蔵工学センター」計画は1998年、不祥事続きの動燃によって白紙撤回された。動燃の継承組織の核燃料サイクル機構はその後、「深地層研究センター」の名称で再び幌延立地を推進し、自民党との協力関係を深める堀達也知事も2000年秋に計画を容認した。2003年4月の知事選で自民・公明の推す北海道経済産業局出身の高橋はるみが当選すると、核燃機構は同年7月に着工した。

## まとめ

1979年3月の米国スリーマイル島原発事故の発生と、原子力行政改革

の実施、特に1980年からの公開ヒアリングの実施は、反原発運動を勢いづかせた。このため共産党・原水協も原子力への批判色を強め、中ソの核実験にも明確に反対を表明し、原水禁の立場に接近した。むしろ同盟・核禁会議の頑なな原子力の推進姿勢の方が突出するようになった。しかしこうした状況を追い風に、総評の組織的支援を受けて高揚した公開ヒアリング阻止闘争は、政府による原子力行政改革の空虚さを「暴露」するには十分な役割を果たしたが、原発立地の阻止や政策論争の活性化といった具体的成果は残すことができず、政府はヒアリングの形骸化と反原発運動に対する警備強化で応じた。また労組を超えた広範な市民への動員の拡大にもつながらなかった。

また長期的には、第二次石油危機後の不況を背景にして具体化した労働団体の統一は、総評ブロックによる反原発闘争支援を掘り崩すことになった。労働界の再編によって労使協調路線の民間大企業労組を主体とする同盟と、体制批判的な官公労を主体とする総評という二元対立は解消されたが、旧同盟系の電力総連に組織された電力会社正社員と被曝労働に従事する下請けの未組織季節工という「デュアリズム」は解消されなかった。また社会党においても、社公民路線の推進に伴い、原発問題は特に民社党との対立の焦点となり、石橋委員長の時代から政策の「現実主義的」方向への修正が再三試みられるようになる。

このように運動の具体的成果は乏しく、動員基盤も衰退に向かったため、支配的連合は新しい国際政治経済環境への適応を「基本合意」の枠内で容易に処理することができた。カーター政権の下で強化された米国の核不拡散政策や、1979年からの第二次石油危機という国際情勢、国内での経済ナショナリズムの台頭を背景に、「総合安全保障政策」が唱えられ、とりわけエネルギー政策領域では原子力の一層の優先的推進を内容とする「電源多様化政策」が追求されるようになった。しかし多様化政策の一環として国が追求した原子力分野での対米自立化政策はカナダ重水炉導入の挫折に見られるように、そこに経済的メリットを見出さない電力業界の消極姿勢の前に、実質的に挫折する。ここでも、実用化に程遠い技術開発事業は国費でまかなう限りで民間に黙認されるという、「基本合意Ⅲ」のパターンが確認できる。むしろ二回の石油危機を経た経済成長の低迷や財政上の限界を背景に、多様化政策は主に電源三法の

拡充という手段で追求された。特に科技庁は、高速増殖炉開発を中心に、もはや一般会計予算ではまかないきれなくなった巨額の原子力開発費に充当するための「電源多様化勘定」を獲得した。これもまた、原発事業への過大な費用負担を社会化するという「基本合意Ⅱ」のパターンに沿っていると言える。同時に、「電源立地勘定」として増額された立地対策費では、受益勢力としての自治体へのさらなる譲歩として、原発立地県からの電力流出問題に対処するための「特別交付金」が創設された。

これに対し、この時期に計画が具体化へと本格的に動き出した第二再処理工場建設の事例は、利潤の期待される事業分野は民間に委ねるという「基本合意Ⅰ」と、表面的には合致する。しかし商業炉の付随施設であるという大蔵省の見解にもかかわらず、再処理事業は不採算部門であり、電力業界は消極的だった。にもかかわらず、通常は強力な拒否権を持つ電力業界が国内再処理工場建設の費用負担を求める国からの圧力に抗し切れなかった理由は、「核燃料サイクル連鎖の論理」から説明されねばならない。使用済核燃料は再処理しなければ、そのまま高レベル核廃棄物として処分しなければならず、その中間貯蔵が最終処分のための施設を建設する目途が立たない限り、実質的に数年間の中間貯蔵の機能を果たす再処理工場に持ち込まざるをえない。ところが再処理の国内実施原則があり、また原発設置許可申請書にも原発事業の継続に十分な国内再処理能力を明記する必要があった。このため科技庁も通産省も国は丸となって強い姿勢で臨み、また石油危機後の財政難の時代、巨額の再処理工場建設費用を国家のみでまかなうことは困難であった。電源多様化勘定による費用負担の社会化にも限界があり、原発事業の受益者としての電力業界による費用負担は避けがたくなり、代償として電力業界は海外再処理委託の本格化を許されたのである。

### 第五章第二、第三節注

- (30)「原水協「反原発」傾斜強める 内外住民運動とも連帯」八〇10二八九五。  
(31)「原発問題は取り扱わず 原水禁世界大会」七九七一〇九一「核兵器廃絶求め東京宣言 原水禁国際会議 原発とSALTには触れず」七九八七三三。  
(32)「まず安全性確保を 総評、原発で“軌道修正”」七九11三一五六。具体的には、①原発関係地域の県評や地区労と連携し、地元住民の立場から実態調

査をする②現場労働者の安全問題に積極的に取り組み、関連労働者の組織化も進める③原子力基本法に謳われた公開の原則に制限をつける産業界の動きに断固反対する④安全性が確立されるまで原発モラトリアム（建設凍結）の署名運動に取り組む⑤避難訓練の実施や安全対策の拡充を求める地元住民の要求を支持し、原発企業や自治体に働きかける⑥原発問題のシンポジウムを来年1月から2月に開催する」という方針が示された。

(33)「反原発闘争 柔軟路線を富塚氏否定」七九1239「反原発闘争の強化打ち出す 総評地区労会議」七九123910。闘争方針案には、①政府と各電力会社へ原発運転・建設の中止の申し入れ②政党、労働、民主団体の参加による反原発公開シンポジウムの開催③80年1月にも福島県下で開かれる予定の第二次公開ヒアリングの実力阻止④原発下請け労働者の被爆問題に対処するための労災相談所を総評内に設置、などが含まれていた。

(34)「総評は「硬軟両様」(反原発闘争)」八〇10六三九7。

(35) 朝日新聞八一-10七〇八8。市民運動グループはさらに159名の連名で「労戦統一を憂慮する」声明を発表し、統一準備の白紙化を求めた。

(36)「社党、「緊急政府」を提唱 安保・原発 より柔軟に」八〇6-1四54「解説 公明との協議進展か「現状肯定」強めた社党政権構想 民社とは依然距離残す」八〇6-1四六1。

(37)「政策点検2 原発「票にならぬ」と敬遠 社党、選挙協力へ思惑も」「社会党様 子孫の健康は売れぬ 社党は反対を守り通せ 福島 舛倉隆さん(浪江町棚塩原発反対同盟委員長)」「舛倉隆様 社会党政策審議会長 武藤山治」八〇6-1四六1。こうした不安に対し、原発反対福井県民会議での実績が買われ、社会党福井県本部書記長に抜きされた小木曾美和子は、社公合意で「新增設分の安全性を点検、その可否を決め、連合政権樹立の際に改めて社公で協議する」となったことについて、原発の安全性が確認されることはないから新增設凍結の方針は実際には変わらないと説明している。しかし他方で、原発が票につながらないことも現実であった。例えば1979年の統一地方選挙ではTMI事故の直後だったが、福井県議選で社会党系の反原発の指導者たちは軒並み落選した。1980年の衆院選でも、福井の選挙戦で、どの党の候補者も原発についてほとんど言及しなかった。

(38)「社党、中期社会経済政策の概要」「原発は現状維持」八四11六七六1「『建設中』は完成延期 社党 原発政策で打ち出す」八四11七〇八5。

(39)「原発見直し 大揺れニュー社党 反対派の抗議殺到 『影響は覚悟』と推進派 連合論絡み、なお曲折」八四11九〇六1、2。

(40)「幹部の原発容認発言 社党への不信心招く 石橋委員長に申し入れ」八四10六六五9。

(41)「原発など現実重視 社党学者グループ 中期政策案固める」八四12四一

1 「社党中期社会経済政策の原案（概要）」八四12四二1 「稼働中の原発は容認 社党が最終態度 安全面では批判色」朝日八四12一五二1。

(42) 「社党内なお原発の声強く 活動家・国会議員有志ら続々」朝日八四12四七八3。

(43) 「原発政策社党結論 運転継続は容認 『建設中』は中止求める」八四12六〇一1 「苦しい妥協の産物 原発政策社党結論 党内 なお反発も」八四12六〇二1。

(44) 科技厅は、CANDU 炉導入が、やはり重水炉である動燃の ATR を重複投資として中止に追い込むことを恐れ、反発した。科技厅や ATR 開発に参加してきた日立などの原子力業界は、高速増殖炉（FBR）開発が遅れる中、FBR 同様にプルトニウム燃料炉である ATR の開発継続が、東海再処理工場運転開始に対する米国の締め付けをかわす論拠になる利点を強調した（伊原1984）。ATR 実証炉の事業主体が電発に移管されたことについて吉岡は、科技厅グループから電力・通産連合への移管であると同時に、研究開発機関（動燃）から現業機関（電発）への移管であり、また電力業界が実証炉建設費用の三割の負担を約束した点から、準民営化に相当するとしている（吉岡1999、160頁）。しかし他方で吉岡は、電力業界が ATR と CANDU 炉の両方に冷淡だったことから、CANDU 炉論争が通産省対科技厅の政府内論争にすぎなかったとも述べている。吉岡の議論には二元体制論と民営化優位論の混同がある。むしろ将来展望が暗く、民間の負担を増やすだけの ATR 実証炉や新炉型の導入、及び商業炉市場への電発の侵入に民間は反発したと解釈する方が適当であろう。

(45) 水力発電所の建設優遇も、原発推進と無縁ではない。揚水型水力発電所は実質的には原発の設備過剰が生んだ夜間の余剰電力の捨て場として機能しており、原発の増設にとって今や不可欠の施設と化している。

(46) さらに、「特別会計」の電源立地勘定には「原子力発電安全対策等交付金・補助金・委託費」という補完的な比較的小額の枠があり、1980年代以降、「電源開発促進対策特別会計法」の施行令などの数年毎の改正により、次々と新たな種類が永久運動のように追加されていった。

## 第六章 反原発「ニュー・ウェーブ」の時代（1986-91）

### 第一節 ソ連原発事故への政府対応と新しい動員基盤の形成

1986年4月26日未明、旧ソ連ウクライナ共和国のチェルノブイリ原発4号炉が暴走事故を起こした。この型の原子炉、RBMK-1000型は、ソ連の独自開発に基づく軍用プルトニウム生産炉を発電炉へ転用したもので、黒鉛を減速材に、軽水を冷却材に、天然ウランを燃料に用い、ソ連では標準的な発電用原子炉であった。チャンネル炉と呼ばれる細長い燃料集合体のユニットごとに、原子炉を運転したままで交換できるため、設備利用率が高いという利点があった。しかし設計上、暴走事故につながりやすい性質も持っていた<sup>(1)</sup>。

こうした設計上の問題点に加え、事故時の4号炉では、保守点検に入る前の最も大量の放射能を内蔵している時期に、停電事故対策として追加された改良を実証する実験が行われた<sup>(2)</sup>。しかし電力供給上の要請と実験担当技師からの要請との間で命令上の混乱があり、これに人為ミスが重なり、多くの安全装置がはずされたまま、一時下げすぎてしまった出力を実験のため急激に上昇させたところ、原子炉が暴走し、炉心が爆発したのである。爆発の結果、脆弱な構造だった原子炉建屋を突き破って、広島型原爆に換算して約千百発分に相当する炉内の核分裂生成物、いわゆる死の灰の一割程度が外部に放出され、また原子炉内部では火災が発生、炉心溶融を進行させ、放射能を漏洩し続けた。さらにメルトダウンした核燃料が原子炉のコンクリート基部を突き抜けて、その下にあるプールの水と接し、大きな水蒸気爆発を起こす危険も生じた。このためソ連当局は人海戦術で決死の消化活動を行わせ、5月上旬までに火災だけは消し止めた（広瀬・藤田2000）。

しかし、事故発生から数日間で少なくとも三十数名が死亡したほか、数百人が重症の急性放射線障害で病院に運び込まれた。また4号炉をコンクリートの「石棺」で囲い込む建設作業や周辺地域の除染作業に動員された兵士など数十万人のうち、多くが障害を負い、事故後十年以上を経た2000年頃までに5万人が死亡、その多くは前途に絶望しての自殺だと言われる。また原子炉の半径数百キロにわたってかなり高濃度で汚染

されたことから、数十万人が移住を余儀なくされた。事故がソ連邦崩壊前に起きたため、事故の概要は正確に調査されず、また情報も操作や秘匿を受けたため、これらの数字は永久に推定の域を越えることはないが、事故が凄まじい被害を人間や自然環境にもたらしたことは確かである。死の灰は、風に乗って広くヨーロッパ全土に運ばれ、風向きや降雨の如何によって比較的高濃度の汚染地帯（ホットスポット）を無数に作り出したほか、遠く日本や米国にも到達した。

もちろん日本に直接到達した死の灰の量は、ヨーロッパ諸国に比べてはるかに少なかった。しかし原発の過酷事故が実際に起きたという事実は、日本の反原発運動にとっても追い風だった。そこで日本政府は事故発生直後から再三、ソ連原発事故の日本への影響や、日本の原発の安全性について、懸念を否定する趣旨の発表を繰り返した。事故発生から数日後の1986年4月30日、原子力安全委員会の御園生圭輔委員長は、ソ連原発事故に関する談話を発表し、事故の概要も判明していない状況下で、「当該発電所から環境に放出された放射性物質によるわが国の国民の健康に対する影響はないものとする」と述べ、「チェルノブイル原子力発電所の炉型は、ソ連独自で開発した黒鉛減速軽水冷却型炉で、わが国に設置されている原子炉とは構造等が異なる」ことを強調した。また前日の4月29日に科技庁長官を本部長として日本政府が設置した放射能対策本部は、6月6日、日本国内への放射能影響調査の結果、放射能レベルが十分に低くなったとして早くも「安全宣言」を出した。さらに、原子力安全委員会が5月13日に設置した「ソ連原子力発電所事故調査特別委員会」は9月11日の中間報告で、ソ連と日本の原発の構造の違いや、ソ連原発における安全対策の不備、設計上の問題点などを指摘し、また1987年5月28日の最終報告書では、「我が国の原子力発電所の安全性は、現状においても十分に確保されており」、現行の安全規則や慣行、原子力防災体制を変更すべき必要性はないと結論づけた（笹本1999、279-281頁）。

また通産省は1986年5月26日、四国電力伊方原発3号炉の設置を許可し、総合エネルギー調査会は1986年7月18日、2030年に日本では原発が約140基にまで増設される見通しを発表した（笹本1999、282-283頁）。電源開発調整審議会は1986年10月、1986年12月、及び1987年3月に各1

基の原発計画着手を承認した。

しかし市民の不安は払拭されず、むしろ根拠を示さずに安全性を強調する当局に対する不信感が増幅された。汚染食品の流通規制に比較的早く対策をとった西欧諸国とは異なり、日本の厚生省は事故後半年以上を経た1986年11月ようやく、食品1キログラムあたり370ベクレルという輸入食品に関する暫定規準を決め、この値を超えた食品の輸入を認めない方針を打ち出した。この暫定規準を超える放射能が、1987年1月9日のトルコ産のヘーゼルナッツを皮切りに、2月にかけて次々と欧州やその隣接諸国からの輸入食品から検出されたことが明らかとなると、厚生省はそうした輸入食品を輸出国に送り返すよう輸入業者に指示した。しかし国の暫定規準の妥当性や、膨大な量の輸入食品のごく一部を抜き取り検査するだけの国の輸入食品検査体制について、特に子供を持つ女性の間で不安が強まった。そこで原子力資料情報室が1987年11月に放射能汚染食品測定室を開設するなど、市民団体や研究者が食品の放射能を政府発表とは独立に、自主的に調査しようとする動きが高まった（笹本1999、285頁；高木・渡辺1990、14頁）。

そうした中で1987年4月に出版された広瀬隆の『危険な話』（八月書館）や、子供に安全な食べ物を与えられない母親の苦悩を基調に原発の危険性をわかりやすく書いた甘藷珠恵子の『まだ、まにあうのなら』（地湧社、1987年7月）が広く読まれ、運動経験のない主婦層の反原発運動への動員に大きな役割を果たした（笹本1999、285頁；田島1999、969-970頁）。こうして1987年を通じて、都市部を中心に全国各地で主婦層の新しい反原発グループが多数形成されていった。今や運動の拡大に必要なだったのは、具体的なキャンペーンの標的であった。

チェルノブイリ後の日本の反原発運動はどのような特質を持っていたのか。このことを理解するために、通時的比較（縦の比較）と、国際的比較（横の比較）という二つの視角をとってみる。まず縦の比較として、1979年3月28日の米国TMI事故の場合と比較してみよう。結論から先に言うと、TMI事故の動員効果は、素早く反応したが短期的であり、市民層への広がりも限られていた。まず抗議行動の増加について検討してみよう。図6-1は日本の反原発抗議行動の半期毎の発生件数を、また表6-1は事故関連抗議行動の発生件数を示している。日本では1979年

の抗議行動の45%は事故関連であり、このうち6割が米国原発事故の発生に即応した3～4月の抗議行動であり、残りの大半は大飯原発1号炉の事故（4月）及び運転再開に抗議する行動が占めた。1979年のTMI事故に対する反応の素早さは、反原発運動の活発な動員基盤がすでに存在していたことに帰せられる。しかしこの素早い反応は、1979年後半には早くも急減している。また図6-2が示すように、1979年の抗議行動はデモや集会、対決型の行動と、署名運動の両方において参加者が少なく、抗議行動の件数の増加にもかかわらず、それが活動家中心であり、動員に広がりがなかったことを示している。

もっとも、TMI事故の効果は、1981～82年の抗議行動や参加者の増加に表れているのではないかという議論もありえよう。しかしながら、この時期の示威型抗議の増加は公開ヒアリング闘争に、また署名運動の参加者の増加は太平洋への核廃棄物投棄計画に反対するキャンペーンに帰せられ、どちらも労組動員型の抗議であった。

TMI事故の短期的かつ限定的な効果は、朝日新聞の原発世論調査（図6-3）にも表れている。これを見ると、これ以上の「原発推進に賛成」の者は、1978年12月の55%（「反対」は23%）から、TMI事故二ヵ月後の1979年6月に50%へ若干減少したが（「反対」は29%へ上昇）、半年後の1979年12月にはかえって62%へと上昇している（「反対」は21%へ減少）。この結果は、筋金入りの市民運動家は別として、事故への広範な世論の反応が短期的かつ限定的であったことを示している<sup>(3)</sup>。

「TMI効果」が一時的で限定的だった原因としては、第一に、第二次石油危機が政情不安定な中東原油への依存を印象づけたことが挙げられる。第二に、米国事故による放射能汚染が日本に及ばなかったため、危機感の増大に結びつかなかったことも考えられる。関連して、TMI事故の原因が米国型軽水炉の構造的欠陥ではなく、運転員の人為ミスであるという図式で、原発推進側勢力が世論対策を行った事実も指摘されねばならない。ただTMI事故は、同型の加圧水型原子炉を持つ日本の原発の安全規制強化には影響を及ぼしている。また1979年6月の朝日新聞世論調査では、「日本でも住民が避難するような事故が起きると思うか」という問いに対して、「起きると思う」と答えた者が3分の2を占め、「起きないと思う」（16%）及び「わからない・その他」（17%）を圧倒した。

しかし「起きると思う」と答えた者の約半数（48%）は原発推進に賛成しており、反対の者（34%）を上回っている（柴田・友清1999、56頁）。従って、日本の原発での事故発生の可能性を認めることは、少なくとも短期的には原発反対世論の増加に結びつかなかったと言える。

第三に、技術の進歩に対する楽観主義がまだ世論において支配的だったことも指摘されている（柴田・友清1999）。1979年6月の世論調査で、「今後、原子力発電は、技術と管理しだいで安全なものにできると思いますか。それとも、人の手には負えない危険性があると思いますか」という質問に対し、「安全なものにできる」と答えた者が52%を占め、「手に負えない危険性」があると思う者（33%）を大きく上回った。

以上検討してきたTMI事故の場合と比較して、世論と抗議行動に対する「チェルノブイリ効果」はどのような特徴を持っていたのだろうか。まず抗議行動の増加であるが、1979年の場合とは対照的に、1986年4月のソ連原発事故への反応は鈍かった。事故後一周年を経て、ようやく新しい草の根の反原発グループが無数に形成され始めるが、この動きは抗議行動の増加としてまだ十分に表面化していない。1988年春から、伊方原発2号炉の出力調整試験という具体的な動員の焦点の浮上を契機に、ようやく抗議行動が爆発的に増加していく。泊原発の運転や六ヶ所村核燃料サイクル基地の建設など、動員の増加を刺激しやすい新設地点での立地闘争が激化したほか、都市部の市民による様々な形態の行動や、都市の運動と立地点の運動とを結びつける放射線監視・自主避難訓練運動（R-DAN）及び核燃料輸送反対運動など、多様な新しい形態の抗議が登場し、運動の担い手も量的・質的に拡大した。このようにチェルノブイリ事故の動員効果は、遅発性ではあったが幅広い市民層へ波及し、抗議の形態も多様化させるものであった。

こうした議論を朝日新聞世論調査の結果ともつき合わせてみよう。1980年代前半に徐々に増加してきた原発反対世論は、1986年8月の調査で遂に賛成派を凌駕し、1990年9月の調査で50%を超えるまで一貫して増えつづける。その後、原発問題が政治課題の後景に退くにつれ、反対世論は漸減していくが、1996年2月、1999年10月、2000年12月の三回の調査でいずれも40%台を維持している<sup>(4)</sup>。「チェルノブイリ効果」は世論においても反対派の優位をもたらすほどに広範な市民層に波及し、ま

たそれを安定化させるほどに持続的であると言えよう。ではその原因はTMI事故との比較ではどのように説明できるだろうか。

第一に、チェルノブイリ事故後には石油危機が起きなかったことが指摘できる。イラクのクウェート侵攻に伴う1990年夏から1991年春にかけての湾岸危機は、二度の石油危機に比べると原油価格の大幅な上昇をもたらさなかった。もっとも、湾岸危機は日本政治の関心を原発問題から奪ったという側面はあり、その意味では動員の衰退に拍車をかけたと言えること是可以する。

第二に、チェルノブイリ事故で日本の国土に直接降り注いだ放射能は限られていたが、輸入食品汚染の形で市民生活に波及してきた。日本には1954年の第五福竜丸事件など、核実験の放射性降下物による海産物や農産物の汚染で食品パニックが起き、原水爆禁止運動台頭の重要な契機となった経験がある。草創期の原水爆禁止運動は町内会など伝統的な動員基盤や、保守から革新までの全政党を包含する「国民運動」であった。従って、食品の放射能汚染は党派の区別や有無とは関わりなしに動員の拡大を惹起する素地があった。

ただ、チェルノブイリ原発事故の原因を日本政府はソ連独特の原子炉の構造や運転員の人為的ミスに帰す世論対応を行い、日本の原発の安全性総点検や防災対策の見直し、輸入食品の検査体制の強化に消極的な姿勢をとった。しかし、こうした姿勢は、食品汚染問題の潜在的動員力を考えれば、むしろ逆効果であったと言えよう。

第三に、チェルノブイリ原発事故後の1986年8月に行われた朝日新聞世論調査では、原子力発電が技術と管理しだいで「安全なものにできる」と答えた者が37%、「手に負えない」と考える者が47%となり、TMI事故の時とは比率が逆転した。1988年9月にはそれぞれ32%と56%に差が拡大し、もんじゅ火災事故後の1996年2月の調査では35%と56%と、「手に負えない」と考える者の優位が固定化した（柴田・友清1999、57-58、75-76頁）。1990年代後半の相次ぐ原子力事故や、それに際した事故隠しなどの不適切な対応を通じて、原子力行政や原子力企業に対する不信感 は再生産された。

これまでTMI事故との比較を中心に、日本国内での「チェルノブイリ効果」の特質を検討してきた。ではドイツとの比較は日本の運動のど

のような特質を浮き彫りにするだろうか。ドイツでは1975年のヴィール原発敷地占拠の成功により、急進的な直接行動が全国各地の反原発運動に拡大し、1976年から1977年にかけて、ブロックドルフやグローンデなどの地点で警察との暴力的衝突にまで発展した。1977年には政権与党であった社会民主党や自由民主党、労組の内部にも反原発派が形成されるなど、原発問題が最も重要な政治争点の一つにまでなり、原発の建設が事実上の凍結状態に陥った。TMI事故の三日後には十万人の参加した、ドイツ史上二番目に大きい反原発デモが行われた。世論調査機関エムニートの調査（図6-4）によると、1979年のTMI事故は、原発反対派を優位にするほど、広範な世論への影響は大きかった。

ただその後、西ドイツ経済は日本経済に比べ、第二次石油危機の影響を大きく受け、原発推進派は巻き返しに転じ、1982年には結果的に西ドイツ最後となる3基の新規原子炉の発注が行われた。しかしドイツの原発反対世論は1983年に再び優勢となり、1986年に激増している。一時薄らいでいた原子力問題への全般的関心が再び高まり始めた原因は、1982年頃に始まるバイエルン州ヴァッカーズドルフの再処理工場立地闘争が1985年頃から激化したことにある。従ってチェルノブイリ原発事故の発生時、すでに反原発運動は立地闘争を通じて再び高揚期に入っており、世論も原発問題への関心を再び高めていた。このためドイツの反原発運動は事故に即応して1986年の前半期に動員が爆発的に伸びたとされている（Koopmans 1995, Rucht 1998）（図6-5）。

ドイツの「チェルノブイリ効果」に関するこうした所説は、クリージらによって、フランスやオランダとの比較によって裏付けられている。フランスではすでに1981年、新しく誕生したミッテランの社会党政権が、当選前の公約から大幅に後退して、保守政権下の原子力政策の執行を一部縮小しただけで基本的に継続する方針を決め、社会党からの支援に期待し依存してきた反原発運動に決定的な打撃を与えた。以後フランスでは、1990年代を通して緑の党が徐々に足場を固めていくまで、原子力批判が政治の場で全く代表されない状態が続く。またオランダでは1970年代後半から1980年代初頭にかけて、国内の原発増設や、オランダ国境付近のドイツのカルカーに計画された高速増殖炉建設に反対して、反原発運動が成長したが、オランダ政府が原発増設を実質的に凍結し、カルカー

高速増殖炉の建設も低迷したので、1980年代半ばには広範な参加者を動員できるほどの具体的な目標を失った。このためチェルノブイリ原発事故が起きてても反原発運動は再燃せず、国内でまだ運転していた二基の原発の閉鎖は1990年代に、主に政党間の連合政治の枠内で決定されることになった（Duyvendak 1995; Kriesi et al. 1995）。

フランスやオランダと同様、日本の反原発運動もチェルノブイリ事故の発生時にはやはり停滞期にあった。ところが日本では、ドイツより二年遅れで動員が爆発的に伸びた。この謎を解く鍵としては、第一に、運動の政治的機会構造の変化が背景的要因として指摘できる。日本では労働団体統一論の具体化や社会党の政策転換の動きに応じて、反原発運動の動員基盤が弱まっており、1986年の時点ではソ連原発事故に即応して抗議行動が盛り上がらなかった。ところがその後、1986年夏の土井社会党委員長誕生に伴って社会党への期待が集まり、運動の政治的機会構造が再び開放的になった。ただ抗議運動への労組の動員力は低下していた。

政治的機会構造よりも重要な要因は、農地や食糧、生活場所の汚染をめぐるヨーロッパでのパニックが報道されていたものの、多数の市民が輸入食品汚染の発覚を通じ、初めて当事者性を実感したことである<sup>(5)</sup>。その過程で、日本の原発も事故と無縁ではありえないことを、講演会や著作を通じ、熱心に説いて回ったのが作家の広瀬隆であった。その上で、伊方原発出力試験や泊原発の運転開始、六ヶ所村の核燃料再処理工場建設など、抗議行動の結晶点となるような具体的な目標が1988年頃から視野に入ってきたことが指摘できる。

これまで述べてきた要因は短期的なものであったが、比較的長期的に水面下で進行した要因としては二点指摘できる。第一に、生協活動などに関わっていた高学歴の主婦層の台頭という社会変動が挙げられる（長谷川1991b）。食品の放射能汚染の問題は、こうした主婦層の不安に強く共鳴したのである。朝日新聞世論調査によると、女性はずでに1979年6月の調査で「原発推進に賛成」が43%、「反対」が33%となっており、男性の「賛成」60%、「反対」23%と比べ、賛成派の優位は小さかった。これが1984年12月の調査では早くも女性の反対派の比率が優勢となり（賛成35%に対し反対が38%）、ほとんど変化のなかった男性（賛成60%、反対25%）と対照的となった。1986年8月の世論調査になると、男

女間格差は一段と際立った。男性では賛成が47%へ減少、反対が33%へ増加し、前回よりは差が縮まったものの、依然として賛成が上回った。これに対し、女性は賛成23%に対し反対48%と、反対派が賛成派の二倍以上の比率に増加した。続く1988年9月の調査では遂に男性でも反対派(41%)がわずかながら賛成派(38%)を上回るに至ったが、1996年2月調査では再び賛成派の優位が戻っている(賛成50%、反対38%)。これに対し女性の方は1986年、1988年、1996年と反対・賛成の比率はほとんど変わっておらず、反対派が約50%、賛成派が25%前後で固定化している(柴田・友清1999、87頁)。

また世代別に見ると、女性の反対派は、1986年調査において、30代後半が57%と最も高く、20代前半と後半、及び30代前半も反対が50%以上であった。これに対し男性では反対派がやはり30代後半(44%)と20代前半(36%)で最も高かったものの、賛成派が20代後半で最も高く(60%)、40代(51%)よりも高かった。女性と男性の差はまた、賛成反対とは別に、日本での大事故の不安や原発の安全性確保の可能性に対する懐疑にも表れている。同じ1986年調査で、日本での大事故の不安を感じていたのは男性63%に対し、女性が71%と上回り、また原発を技術と管理しだいで安全なものにできると考える人は男性50%に対し女性が27%と大幅に下回った。反対に、原発には人の手に負えない危険があると考えer人は女性が男性を上回った(53%対40%)。従って反原発の新しい波における典型的な反対派像は、女性では20代から30代、特に30代後半の戦後生まれの団塊世代であった。男性の方は団塊世代と学生層がやや共鳴したが、脇役にとどまった。

第二に、1980年代前半を通して緩慢に進行した、科学技術の進歩に対する懐疑的な世論の台頭も背景にあった。これは、原発事故が技術しだいで克服できるかどうかについて、1979年と1986年の二大事故の間に懐疑的な見解が少数派から多数派に転換したことの伏線となった。1981年12月と1984年12月の朝日新聞世論調査では、「科学技術がどんどん進むことに何か不安を感じる」と答えた者が50%から60%に増加していた(柴田・友清1999、69-70頁)。そうした科学技術全般に対する懐疑の広がり、高度経済成長を達成し、二度の石油危機を乗り越え、安定成長から景気の回復、さらにバブル経済に向かう中で、キャノチアノブ型の経済

成長の時代は終わったという意識が浸透したことと無縁ではないだろう。そうした社会経済的条件下で、物質主義的な価値から脱物質主義的な価値への転換が日本でも遅ればせながら進行していたのだと見ることもできる。山口定は、そうした価値変動を背景に、市民運動の構成も、1970年代までの住民運動か市民運動かという次元から、1980年代後半には物質主義的価値指向が支配的な「戦後民主主義派」の旧型市民運動か、脱物質主義的価値指向が支配的な「新しい社会運動」かという次元に変化してきたと解釈している（山口1992、19頁；長谷川1991b）。

原子力に固有の過剰感としては、故障の多かった日本の原発の稼働率が1980年代半ば頃に向上し、原発増設も進んだ結果、原発設備容量の過剰が問題になり始めていたことが指摘できる。電力過剰にもかかわらず、電気料金は国際的には最も高い水準にあった。こうした状況は「もうこれ以上の原発はいらない」という主張に説得力を与え、また設備過剰を解消するため電力会社が行わざるを得なくなった出力調整試験は、1988年の出力試験反対闘争と、それを契機とした反原発「ニュー・ウェーブ」台頭の伏線となるのである。

以上のことから、表面的にはフランスやオランダの反原発運動と同様に衰退期にあるように見えた日本の反原発運動が、チェルノブイリ事故から2年近く遅れて、どうして復活し、最盛期を迎えることができたのかが説明可能になる。西欧の反原発運動は1960年代から1970年代初頭にかけて進行した産業構造の脱工業化、新中間層の台頭、高等教育の普及、脱物質主義的価値の相対的比重の増大という社会変動を背景に動員潜在力が形成され、市民的運動や新左翼学生運動を主な動員基盤として成長した。これに対し日本における脱物質主義の台頭は、高度経済成長だけでは不十分であり、1980年代半ばにキャッチアップ型の近代化ないし開発主義の限界の意識が浸透するのを待たねばならなかった。さらに男性就業者に比べて市民運動に時間を割く余裕のある高学歴の主婦層の台頭を背景に、新しい動員潜在力が形成された。そこへチェルノブイリ原発事故が発生した。その余波として1987年初頭から表面化した輸入食品汚染の影響が、子供を持つ主婦の不安と共鳴し、無党派の草の根市民グループが新たに結成され、新しい動員の波の担い手となったのであろう。

もちろん、ドイツでもチェルノブイリ事故後に母親の反原発運動が新

しい潮流として出現したが、全体的には、そのことで反原発運動が本質的な変容を遂げたわけではなかった。対照的に日本では反原発運動が本質的な変化の途上であったために、時間はかかったが、運動は最盛期を迎えることができた。日本で起きたことを社会運動論の枠組に位置づけてみると、既存の動員基盤に即応した「アクション動員」(action mobilization)ではなく、説得と組織化を通じた動員基盤の新たな形成に基づく「コンセンサス動員」(consensus mobilization)であったと解釈できる(Klandermans, 1988)。従って既存の運動が政治的機会構造の開放化に反応して再活性化されたという動きよりも、全く新しい運動が時間をかけて発生したという動きの方が支配的であったと言えるだろう。

## 第二節 原発反対運動の多様化

### 1. 非暴力直接行動

欧米型の「新しい社会運動」における最も代表的な抗議形式は、非暴力直接行動と呼ばれるカテゴリーに入る行為形態である。こうした行動はヘンリー・デイヴィッド・ソローやガンジー、クエーカー教徒の平和主義など、長い歴史的起源を持つが、新しい社会運動に対して、より直接の影響を及ぼしたのは米国黒人の公民権運動による市民的不服従であった。しかしファンダム (Vandamme 2000) によると、公民権運動の市民的不服従では、差別的で不当な法律に抗して違法な行動に訴えるが、新しい社会運動においては、市民的生活領域に重大な帰結を招きかねない事業計画が、それ自体では不当と言えない代議制民主主義の手続に則って決定的に進行してくることに直面して、やむを得ず非暴力的な非常手段(「市民的介入」)に訴えることに特徴がある。その際、当事者を自認する人々(必ずしも住民に限定されない)が要求しているのは、市民的生活領域における自己決定権であり、手続の進行の凍結と、「当事者」を含めた政治的決定手続の仕切り直しを迫っているのである。

日本の社会運動全体においては、非暴力直接行動は例えばベ平連など反戦平和市民運動で試みられた。外国の新しい社会運動における非暴力直接行動の実践を日本に紹介し、根付かせようとする意識的な努力は、1970年代前半から行われるようになった。1972年夏、キリスト教徒のグ

ループによって「社会変革のための非暴力トレーニング・セミナー」が日本で初めて開かれ、その参加者を中心に1974年に「非暴力行動準備会」が発足する。その中心メンバーの一人であった阿木は、1973年に渡米して1年半にわたって非暴力トレーニングを受けたが、1976年からの8カ月に及ぶ二回目の滞米中の1977年4月、ニューハンプシャー州シーブルック原発反対派による原発敷地占拠に参加している。これは、1975年4月～6月のスイス・カイザーアウグスト原発敷地占拠と同様、1975年2月～11月の西ドイツ・ヴィール原発敷地占拠に触発された試みとも言われる（Rucht 1988；砂田1978）。一年余をかけて全米各地で実施された非暴力トレーニング・ワークショップの積み重ねという周到な準備に基づいており、人々は花や若木を手にして歌を唄いながら座り込みをした。多数の女性の他、老人や身障者も含む全米各地から集まった二千人以上の人々が参加し、1414人が逮捕された。多数の人々が非暴力に徹した行動を実践したことに全米のマスコミの関心が集まり、運動は広範な人々からの支援を受けるとともに、非暴力の敷地占拠は全米各地の環境運動や反原発運動に採用されるようになった。阿木は1977年末、シーブルックの非暴力占拠のドキュメンタリー映画を携えて帰国し、自主講座の原子力グループとともに日本語版を作成、原発既設点や予定地を含む全国各地で上映会を開いた（阿木2000）。ただ、こうした敷地占拠が日本の住民運動の中に根付くことはなかった。それ以外の、より穏健な直接行動の方が、都市型の市民運動の中に一定の定着を見るようになった。

そうしたものとしては、1977年から東京の反原発運動諸団体の間で10月の恒例行事となった「反原子力週間」や、1981年7月に高知県窪川町の原発立地予定地で「文化運動の場として反原発運動を推進する」ために開かれた反原発フェスティバルといった、祭典型のキャンペーンが挙げられる。後者に際しては東京から「反原発の船」と称する海上キャラバンが組織され、船内でコンサートなどが展開された。そうした海上キャラバンは、北米やオセアニアで1970年代前半からグリーンピースが核実験や捕鯨に反対して始めていたキャンペーンに原型を見ることができる。日本の反原発運動では1978年秋、原子力船「むつ」佐世保入港反対闘争の一環として行われた「むつ廃船・三里塚廃港人民の船」が最初であり、九州各地の三里塚闘争に連帯する会や、水俣病患者連絡会、諫早の自然

を守る会（山口弘文事務局長）などの市民団体が主催した。また1985年10月には、幌延の核廃棄物施設計画に反対するため、北海道の反原発市民団体や札幌地区労が主催した「反核道民の船」が八百人を乗せ北海道苫小牧港を出港、東京に着くと有楽町マリオン前で道内直送の低温殺菌牛乳とじゃがいもセット二千袋余りを通行人に無料配布する象徴的街頭行動を行い、「北海道の自然の味を核廃棄物から守って」と訴えた<sup>(6)</sup>。こうした流れの中で、海上キャラバンを専門的に行う NGO として1983年に設立されたのがピースボートであり、1989年春には全国の原発を見て回る日本一周クルーズを企画している（『反原発新聞Ⅱ』、160頁）<sup>(7)</sup>。

以上述べてきたような行為形態は当局との衝突に発展する可能性が少ないのに対し、敷地占拠のように違法な行動は、警察による弾圧を招きやすく、参加者の周到な訓練や非暴力に徹する意識的な努力、マス・メディアを通じた世論の支持の動員なしには、警察側の対応次第で、暴力的衝突に発展する可能性がある。また必ずしも違法とまでは言えなくとも、電気料金支払い拒否のような行為は、電気を止められたり訴訟を起こされたりと、参加者が生活上や経済的な不利益を覚悟しなければならぬ<sup>(8)</sup>。しかしだからこそ、この種の行動は、非暴力直接行動が政治文化の中に根付いてきたかどうかを測る試金石ともなるのである。

もっとも、ダムや空港の建設予定地に団結小屋をたてて立てこもるような抗議形態自体は、日本でも1960年代から見られた。その代表的な例は筑後川に計画された下笠ダムの建設予定地に地権者を中心とした住民運動がバラックの「蜂の巣城」を建てて繰り広げた反対闘争（1961-64年）や、成田空港反対闘争（1966年～）である。どちらの闘争も地権者や農業者の住民が担い手となり、少なくとも一時期、旧左翼勢力や新左翼学生運動が支援に加わっており、その限りで西欧の1970年代の反原発や反軍事基地の闘争における敷地占拠と似ていなくもない。しかし「蜂の巣城」の場合、地方名士の地権者がまさに「城主」として私財をつぎ込んで展開した闘争という性格が強く、また三里塚闘争の場合は、例えばドイツのブロックドルフ反原発闘争での敷地占拠に似て、教条的新左翼グループの介入や警察の強硬な対応によって非暴力主義が成り立たなかった。反原発運動においても、例えば第四章で見た柏崎原発闘争では撓乱型の直接行動が裁判闘争とともに中心的な闘争手段となったが、

労組の組織的な動員が目立ち、女性を含む広範な市民層の大量参加による自治を求める行動とは隔たりがあった。

日本の反原発運動で敷地占拠型に近い形態の非暴力直接行動が開花するのはチェルノブイリ原発事故後の時代、1988年1月及び2月の伊方原発2号炉出力調整試験反対行動においてである。出力調整試験は、日本の原発立地が「成功」しすぎて原発設備容量が過大になったことに対する電力会社の苦肉の策であった。電力需要は、季節によって大きく変動するのは言うまでもなく、一日の間でも昼夜で大きく変動する。しかし原発は本来、頻繁に出力を上下させて運転すると燃料棒への負担が高くなるなど安全上問題があるので、定格出力の100%で常時運転することを想定して設計されている。このため昼間の変動部分（ミドルロード）を主に火力発電が、夏の急激な需要増加（ピークロード）は水力発電が、深夜最小電力以下の安定した部分（ベースロード）を原発が分担している。従って需要が落ち込む夜間電力の消費を大幅に底上げしない限り、原発の建設は限界に達してしまう。このため電力会社は、電力設備容量の過大が現実になったことを踏まえ、電力需要に合わせて原発の出力を抑えて運転する可能性を探ろうとした。

出力調整試験は東電がすでに1980年以降、福島第一、第二原発の5基の原子炉で行っており、また関電は1986年から1987年にかけて、敦賀湾の4基の原発で行っていた。四国電力の伊方原発ではPWRを採用している電力5社（四電、関電、九電、北電、日本原電）と三菱重工が共同で研究を進め、すでに1987年10月に1回目の試験が実施されていた。これに対し低出力での運転がチェルノブイリ原発事故を誘発した状況と共通しているという議論が特に作家の広瀬隆の講演会を通じて、反原発運動に浸透していく。伊方原発での第二回目の出力調整試験が1988年2月に実施される予定であることが伝わると、広瀬隆の講演会の主催を契機に1987年6月に大分県別府市で小原良子ら主婦によって結成された「グループ・原発なしで暮らしたい」や、作家の松下竜一を中心とするグループ「原発なしで暮らしたい九州共同行動」（中島真一郎事務局長）の呼びかけで、1988年1月25日に四国通産局や四国電力本社がある香川県高松市で出力調整試験の中止を求める集会が開かれ、全国から千人が参加した。「この集会は、従来の政党や労働組合の動員による組織だったも

のではなく、カネや太鼓、獅子舞や竜踊り、思い思いの派手な衣装やぬいぐるみをまとった女性や子供が主体という型破りのものであった。この集会を取材した『朝日ジャーナル』が、『この突然現れた反原発ニュー・ウェーブの人びと』と報道した（『朝日ジャーナル』1988年2月5日、94頁）ところから、『ニュー・ウェーブ』という言葉が定着することになった」（高田1990、133頁）。

四国電力本社までのデモは千五百人に膨らみ、うち二百人が四電本社別館の会議室に入り、四電原子力部長らに出力試験の中止を求めて交渉を行った。交渉の進展がないまま、試験の実施を固持した四電側が会議室を退去した後、反対派交渉団は会議室で一夜を明かした。翌26日正午までに機動隊が別館内に入り、退去を勧告、反対派交渉団は自主的に退去し、外で待つ反対派と共に抗議集会を開いた（『反原発新聞Ⅱ』、109頁）。

1988年2月に行われた二回目の「高松行動」では11日、バリケードが築かれた高松市四国電力本社前で「原発サラバ記念日全国の集い」と題する集会に、全国から草の根グループを中心に522団体、約5000人が集結、うち二百人は「原発止めてもええじゃないか」と合唱しながら徹夜した。翌12日午前中にはダイ・インに千人が参加、機動隊に排除され、2人が負傷、1人が公務執行妨害で現行犯逮捕されたが逃走した。

その間、伊方原発現地では古くからの反対派である伊方原発反対八西連絡協議会（広野房一会長）の呼びかけで十数名が座り込みを行った。また1987年12月7日から開始された出力試験反対署名運動は、「従来の反原発グループを超えて、共同購入、八百屋、有機農業、リサイクル、自然保護、消費者、女性、第三世界などをテーマにするグループ」が賛同し、第二回の高松行動までの約二ヶ月間に百万人の署名を集めた。反対派は署名を携え1988年2月29日、東京都の通産省資源エネルギー庁に渡そうと試みた。その際、二百人が通産省のビルを取り囲んで集会も開いたが、通産省は退去命令を出し、丸の内署の機動隊が排除、中学生ら2人を建造物侵入の現行犯で逮捕した（『反原発新聞Ⅱ』、113頁）。

以上が「高松行動」及び前後の経過である。この行動は、原発敷地占拠ではなかったが、かなり似た特徴を示している。出力調整試験を阻止するために、ある種の非暴力的な「占拠」に訴えたことや、「占拠」の

現場で象徴的な行動が繰り広げられたこと、数千人という日本には大量の参加者が野外での行動に参加したこと、参加者の大半が政党や労組など既存の党派的組織とは無関係の市民、特に女性を中心に構成され、また域外から来ていたこと、それに対応して「当事者」の範囲が広く捉えられていたことなどである。また「高松行動」の行動原則として高田（1990、153頁）が整理した4点－「この行動は、参加者の一人一人の意志と責任において実施されるものであること」「参加者は、一人一人当事者として何人も対等な位置にいること」「行動全体を指揮・統率する団体や個人は存在しないこと」「行動のスタイルは非暴力であること」－は、ドイツのヴィールやゴアレーベンの敷地占拠者が実践した草の根民主主義的な行動原則と共通するものがある（Vandamme, 2000）。

にもかかわらず重要な違いも存在する。ヴィールやゴアレーベンの敷地占拠は、立地闘争の過程で行われた。市民的介入による原発や核廃棄物施設の立地手続の凍結は、連鎖的に各地の原発建設モラトリアムへと発展しかねず、その意味では原子力政策全体の問直しを迫る政治的効果が大きかった。これに対し、すでに運転中の原発で行われた出力調整試験は電力会社の判断で実施され、高松行動の当面の目標であった出力調整試験の中止は、たとえ達成されてもそれ自体では原子力政策の見直しを迫ることも、伊方原発の通常運転続行を止めることも期待できなかった。電力会社は従来とは規模と構成の異なる反原発運動の爆発に狼狽したかもしれないが、反対運動に具体的な成果が期待できないことが明らかになるにつれ、嵐の過ぎ去るのを待つことに決めた。高松行動以後、電力会社は出力調整試験の実施を控え、過剰設備容量の問題をむしろ原発定期検査の時期の調整や、夜間電力消費の開拓、夜間電力の捨て場としての揚水発電所建設、火力発電所の休止、さらに新規原発計画の延期といった目立たない対策で解決することに切り換えたのである。

立地闘争との有意義な連携の欠如は、高松行動に限らず、「ニュー・ウェーブ」を全般的に規定した。このため象徴的・遊戯的な直接行動は、参加者個人の自己表出自体が目的となり、内向的志向を強めた。このような内的志向は小原良子の次のような発言に端的に表れている。「知らないことによってささえられてきた原発、知らないことによって今日を迎えてしまった自分のあり様、そのことを知って私は、なんととしてでも

自分の意志を取りもどし、自分の主張を取りもどして、そして自分の意志表示として原発をとめるということ表現しなければならないというふうに考えたわけなんです」(長谷川1991b、52-53頁からの引用)。

原子力発電に象徴される大量消費社会や巨大科学技術の恩恵を無批判に享受してきた「自分」のライフスタイルを見直していくという視点は、確かに大事なことである。しかしドイツでは「当事者」としての市民が政治的な自己決定権を求めているのに対し、日本の「反原発ニュー・ウェーブ」は、やはり具体的な生活領域における「当事者性」から出発しながら、個人の即興的な自己表出に向かい、本来の「自治」の追求から逸れてしまったと言えよう。

高松行動がもたらした政治的効果はこのように限定的であったが、運動自体にはずみをつけた点では大きな成功を収めた。これに対し高松行動以後、人間の鎖などの非暴力直接行動が各地で行われたが、多くの場合、数千人規模の市民の参加という動員能力が欠けていた。また住民運動に加え、労組や生協など動員力のある組織も直接行動に冷淡であり<sup>(9)</sup>、具体的な立地闘争と結びついた形での非暴力直接行動は遂に定着することがなかった。むしろ反原発「ニュー・ウェーブ」の時代を通して、参加者数の点で最も著しい成長を示したのは署名運動である。デモや集会、非暴力直接行動など、非在来型の行為は、1981年のピークより幾分か動員数を増やしたにすぎなかった。これに対し、署名運動への参加者は、かつての年間50万人規模から270万人規模へと著しく増加したのである(図6-2)。

リスクの高い非暴力直接行動の定着は、司法の閉鎖性によっても抑制される。ウィールに典型的に見られるように、敷地占拠の成功例の多くは、裁判闘争との効果的な連携を伴っていた。参加者に対する逮捕やその他の弾圧が予想される行動に際しては、裁判所が逮捕者の刑事訴訟で無罪判決を出すか、行政訴訟の過程で、流血の事態を回避するため原発立地手続を一時的に凍結する措置を出すなどの蓋然性がなければ、参加者個人にとってのリスクが大きすぎる。ところが日本では裁判所が反対派を利する結果になるような介入を行う可能性はない。行政に対するチェック機能を果たさない司法という日本の政治構造的特徴は、非暴力直接行動という運動戦術の成算も著しく抑制しているのである。

## 2. 対抗的自助

自助運動は、本来なら行政や営利企業が担うべき仕事が適正に果たされていない、あるいは行政や営利企業にまかせておけない領域があるという認識から、そのような業務を自発的に遂行しようとするものである。自発的な課題の遂行自体が政治的告発の性格を持ちうるが、政治的決定過程への直接の介入を主たる目的とはしていないという意味で、対抗的自助と呼んでおきたい。自助運動が次々と表面に出てきたのも、チェルノブイリ原発事故後である。それ以前から存在はしていたが、同事故後に全国的に活発化したものとしては、核燃料輸送監視運動が挙げられる<sup>(10)</sup>。しかし、この事故が直接の生みの親となったと言えるのは、旧ソ連のチェルノブイリ被災者の救援運動や、本節で焦点を当てる、市民による放射能の監視と自主災害訓練を行う運動（R-DAN）が挙げられる。

放射能災害警報ネットワーク（Radiation Disaster Alert Net, R-DAN）運動は、日本の原発にも事故が起きることへの懸念から、全国に放射能検知器を設置して監視していこうとする運動である。「新しい生き方を求める人びとの“もう一つの”大学」をスローガンに、協同組合方式で横浜市緑区市ヶ尾町に設立された学校「共学舎」において、無農薬農業に取り組んでいた学生の間で、1986年5月、チェルノブイリ事故後の公的機関への不信から、ガイガーカウンターを求める声があがった。それを聞いた家坂哲男学長が、全造船機械労組の東芝アンベックス分会に属する技術者の都筑健に相談、これに共学舎の学生や生協関係の主婦のほか、反原発派の物理学者である理化学研究所の植田敦と慶応大学の藤田祐幸が加わり、放射能検知器の開発に取り組む構想が生まれた。全造船・東芝アンベックスではハイテク製品の開発を行っており、なかでも医療目的で人体に微量の放射性同位元素（アイソトープ）を直接入れて浸透状態を調べる検査の安全性を確保するため、アイソトープ含有量検査機器を開発していた。また植田はすでに「モレター」という放射能検知器を試作しており、1982年頃から柏崎原発周辺を中心に数台設置していたが、高価であり、性能の安定性や量産化、小型化の点で難があった。そこでこの「モレター」をベースに東芝アンベックスの技術者たちが開発を行った。検知器の完成したのを受け、8月6日のヒロシマデーに共学舎に集会が開かれ、R-DAN運動が始まった。事務局は東芝アンベック

ス分会（横浜市）に置かれた（都筑1988；『反原発新聞Ⅱ』、54頁）<sup>(11)</sup>。

R-DAN 運動の目的は、「測定」ではなく「検知」であるとの位置づけに表れている。市民による「測定」であれば、政府や企業の公式発表を後追いするだけとなり、当局による情報操作を防げない。むしろ政府や企業の機先を制し、「原発や核燃工場や原潜などの事故による放射能災害をすばやくキャッチして、政府の情報操作を許さず、災害時対策も自ら守るようすすめるためのネットワークであり、その共通の道具としての市民の武器」が「検知器」なのである。また、こうした目的のためには、単に放射能検知器を配布して終わるのではなく、検知器を持った全国各地のグループが相互連絡を取り合い、日常的かつ体系的に取ったデータを照合し合い、また検知器の日常的な保守管理の徹底を通じて、政府や電力会社からの反撃に耐え得る信頼性の高いデータを蓄積していくことも必要になる（都筑1988、75-77頁）。

しかし、R-DAN 運動にはそうした客観的データの蓄積といった硬派の志向だけでなく、非暴力直接行動の遊戯的精神も感じられる。初期の運動論としては、「“なんでも、どこでも調べてやろう”の精神と、ハイキング趣向も満足させて」、病院放射線科や軍事基地周辺、原発などのある「不安・疑惑地域」の「検知散歩」や核燃料運搬などの追跡が推奨されている（都筑1988、75頁）。1988年7月には福井県小浜市でR-DAN 全国集会が開かれ、全国から検知器を片手に80名が参加し、付近の大飯原発を船上観察するツアーも行われている。

一台8万円のR-DAN 器の普及は、最初は緩慢としていたが、1988年の高松行動以後、個人やグループによる購入が急速に伸び、同年夏までには全国で350台に達した。また原発現地に放射線検知器を送るためのカンパも呼びかけられた。その間、R-DAN の地方ブロック組織も形成された。「原発推進側との鋭い対立を余儀なくされている現状では、全国のR-DAN 所有者や組織を公表するわけにはゆかぬので、異常時の問い合わせが、事務局に集中すると連絡網は完全にマヒする」と予想されたからである。このため各地でブロックが、またブロックを中心としてサブセンターが組織され始めた（都筑1988、78頁）。

こうした組織化に伴い、市民による対抗的な独自の防災連絡網も形成され、模擬避難訓練を行うようになった。チェルノブイリ事故後も政府

や都道府県当局は防災対策を見直さず、また住民ぐるみの訓練を実施すると原発が危険であるという印象を強めるとの懸念から、原発立地点で住民の避難を伴わない形式的な防災訓練（例えば1986年11月の柏崎原発）を繰り返していた。そこで1988年7月末、福井市、敦賀市と滋賀県の原発4団体は福井県敦賀市で、住民の避難訓練実施に消極的な福井県や敦賀市への抗議の意思をこめ、自主避難訓練を行った（『反原発新聞Ⅱ』、135頁）。1989年11月には、近畿や北陸地方で、県境を超えた初めての広域的な自主災害訓練として、百台の放射線検知器による電話連絡訓練が、近畿や北陸9府県のグループによって企画され、福井県敦賀半島の原発で事故発生との想定で、東京、神奈川、栃木などのグループも含む17都府県の市民グループが参加した（『反原発新聞Ⅱ』、164、233頁）。1990年6月には第六回の訓練が、伊方原発の事故を想定して行われ、四国四県も含め、全国で42グループ、484人が参加した。こうした市民による動きは道や県の当局も無視できなくなり、例えば1988年10月、日本では初めて多数の住民を参加させた原発事故訓練が、二日後に試運転を控えた泊原発について北海道の泊村で実施された<sup>(12)</sup>。

動員構造としては、R-DAN運動は、全造船・東芝アンベックス分会と神奈川の市民運動との連携から始まった。チェルノブイリ事故の翌月に原発推進決議をしたほどの強硬な原発推進派の電機労連、さらにその中核で原子力企業である東芝の労組の中であって、同分会は反原発の少数派としての孤塁を守っていた。その際、共学舎のようなオルタナティブな自助運動や、批判的の科学者との連携、沖縄に継ぐ第二の軍事基地県である神奈川における平和運動への感度といった要素も重要な役割を果たしていた。同時に、運動の全国的拡大によって、都筑が自ら述べるように「原発現場で粘り強くたたかい続けた運動と、都市部の市民・主婦層を中心とした運動のドッキング点」にもなった。このようにR-DAN運動は、立地点の運動と都市部の市民、労働運動を有機的に結びつけた点で、全国的な社会的連合のユニークな実践例となったのである。

### 3. 署名請願

1987年に芽生え、1988年2月の「高松行動」を契機に爆発的に広がった反原発「ニュー・ウェーブ」の波は、やがて1989年秋以降、徐々に下

火になり、1991年までには引いてしまう。この衰退のきっかけをつくったとしてしばしば批判されるのが、1989年1月に開始された、「脱原発法」の制定を求める署名・国会請願運動である（高田1991、90頁）。このキャンペーンは、チェルノブイリ事故2周年を記念して1988年4月24日、日本の反原発運動で空前絶後の2万人という参加者を集めた「反原発全国集会'88」で、原子力資料情報室の代表・高木仁三郎を事務局長とする集会実行委員会によって提案された。その提案理由は次のように説明されている（『反原発新聞Ⅱ』、124頁）。「原発と核燃料サイクルの全面的廃止をかちとるために、イタリアのような国民投票への期待が高まっています。日本では国民投票という制度が法的に保証されていないので、現在の法制度の枠内で実質的な国民投票を実施するために、実行委員会での議論を踏まえ、まずはひとつの問題提起として、（中略）脱原発法（仮称）制定運動に向けて、議論を喚起したいと考えます。」「まず市民の手で原発廃止のための法案要綱をつくり、（中略）法案制定を求める全国的な国会請願、署名活動にとりくみ、これを背景に全政党に法律実現に向けて呼びかけを行う。そして、賛同する国会議員の手により法案を作成し、国会に提案し、その可決成立を目指す」。

このように、国会請願による脱原発法の制定は、イタリアやスウェーデンといった諸外国では制度化されている国民投票の代用物として位置づけられていた。『反原発新聞』を編集する反原発運動全国連絡会の西尾漠はオーストリアを引き合いに出している。「一九七八年には、国会を二分する大政党のいずれも原発反対ではなかったオーストリア国会が、国民投票の結果、全会一致で原発禁止法を可決した例もある。（中略）投票は政府によって提起されたもので、社会党政府は、運転が認められると信じていた。最大野党の国民党が、原発には賛成と言いながら、運転入りには慎重さを求めると表明した。社会党内にも反対グループが生まれた。それでも、国民投票にかければ運転容認が多数を得ると、政府は信じた。結果は、意外だった。」「しかしひとたび世論が示されるや、政治家たちの対応は素早い。一二月一五日には、原発禁止法の成立を見るのである。」（西尾1989、29頁）。

こうした趣旨で行われたキャンペーンは、1990年4月27日には署名251万8千人を集めて請願を行い、1991年4月26日にも76万5千人の署

名を携えて二回目の請願を行った（「反原発新聞Ⅱ」、267頁）<sup>(13)</sup>。例えば第一次請願の場合、衆院で45人（社会党41、社民連2、公明党1、無所属1）、参院では41人（社会党40、二院クラブ1）の紹介議員を得た。しかし結果は、いずれも脱原発法案は衆議院の科学技術委員会、参議院の科学技術特別委員会で不採択とされ、合計三百数十万人分の署名は無駄になってしまった。従ってこのキャンペーンは明らかに失敗したわけであるが、その意義はどのように評価されるべきだろうか。

高田（1990）が批判するように、署名請願は「署名の数のみを目指す運動」、従って「政党や労働組合、生協等の組織に依存した上からの動員型の署名運動」に陥りやすく、また請願は趣旨に賛同する議員（当時は大半が社会党）に「脱原発法」案を議員立法の形で提出してもらう必要がある。ただ、そこでの問題は、組織動員が草の根の運動を窒息させたかどうかよりも、むしろ原発推進派の政党（自民党・民社党）の内部や支持母体に楔を打ち込む形での動員基盤の質的拡大が、量を目指す署名運動を通じて達成可能だったかにある。現実には、脱原発法案自体も「脱原発」を謳いながら、具体的な対案を提示したわけではなく、実質的には「原発廃止法案」であった。国会で多数派を占める自民党が原発推進では結束を保ち、逆に野党が原発推進派・慎重派・反対派と割れている中、この法案に対する賛否は従来の原発賛否の構図に沿って現れるにちがいがなかった。

だとすれば、脱原発法案自体を従来の対立軸を横断する内容にするか、それとも請願の代わりに、「実質的な国民投票」を自主管理による市民投票という形で実施するという方法もありえた。後者については、実際にそういう提案が1988年7月の集会であるグループから出されていたが、脱原発法制定運動の中で十分に検討されず、日本に国民投票の制度がないからといって、なぜ署名請願という手段を選択するのか、議論が尽くされなかった。結果的にキャンペーンの失敗は、署名運動に動員された草の根活動家を疲労困憊させ、運動の衰退傾向を助長したと言えるかもしれない<sup>(14)</sup>。

ただ脱原発法案を従来の対立軸を横断する内容にする選択肢は、1980年代にはまだ現実的ではなかっただろう。しかし1990年代後半以降、地方では住民投票条例の制定の是非、中央では自然エネルギー促進法の制

定の是非という形で、従来の原発反対・賛成の構図を横断する形で社会的及び政治的連合の形成が試みられるようになる。また脱原発法運動も含め、ニュー・ウェーブ時代の署名請願キャンペーンの多くが、法律や条例の制定を目標としていたことは評価されるべきであり、1996年に巻町で遂に突破口を開くことになる一連の住民投票条例運動につながる意義を持っている。さらに共闘者依存型の運動路線の限界を市民活動家に見せつけ、戦略的転換を促したという意味でも評価できよう。

#### 4. 脱原発ミニ政党と参院選

脱原発法署名運動の最中から、趣旨に賛同して積極的に動いてくれる紹介議員が十分にいるのかという不安は存在した。一部の活動家は、原発推進派の議員も抱える社会党の原発に対する態度にも不信感を抱き、脱原発を最優先課題に掲げたミニ政党を結成して、1989年7月の参議院選挙に独自候補を擁立することを試みた（松下1989、116頁）。まず高知県を起点に1983年に全国組織として結成された「みどりの党」が1989年1月、幾つかの環境運動のグループなどと「みどりのネットワーク」を東京で結成した。また徳島の市民運動家の呼びかけで、1989年3月に「ネットワーク・いのち」が結成された。さらに小説家兼歌手の新井潤と愛知県豊橋市の自然食レストラン経営者の小木曾茂子が1989年1月から全国を回って賛同者を募って結成した「原発いらない人々」は、比例区の独自候補者擁立に加え、東京選挙区の候補者としては都内の主婦を中心に結成された「脱原発選挙・東京ネットワーク」の代表者を公認することに決めた。つぶし合いを避けるため、前二者のグループは6月に合流して「みどりといのちのネットワーク」を結成した。これとは別に、脱原発よりは全般的な環境問題と女性問題を争点に据えた政党として、歌手の山本コウタローが1989年5月末に「ちきゅうクラブ」を結成した（高田1990、172-173頁）。

しかし現実の参院選の結果は、競合とは無関係に惨敗であった。得票数は「ちきゅうクラブ」「原発いらない人びと」「みどりといのちのネットワーク」の3グループを合わせても64万7千票余で、比例区の当選最低ライン（第50位）の98万4412票に遠く達しなかった。また東京選挙区の候補者の得票数は3万4773票で第8位にとどまった。得票率で比例区

の3グループ合計1.20%、東京選挙区で0.7%にすぎない。しかも「ちきゅうクラブ」が3グループ中、最も得票数が多かったのは、山本コウタローの知名度によるところが大きいだろう（高田1990、173頁）。

それでは脱原発ミニ政党の敗因はどこにあったのだろうか。一般に、緑の党が成功、つまり政党制に定着するには次の3つの条件が関係してくると言われる（Richardson and Rootes eds. 1995）。すなわち新しい小政党の参入を規制する選挙制度の関門、環境意識の高揚、及び環境政党と競合する既成政党の対応である。

これらの条件のうち、最も明白に制度的な条件は選挙制度の関門である。1982年に参議院選挙全国区に導入された比例代表制は、議席獲得に必要なハードルが比較的低い。1989年参院選の比例区で各1議席獲得した税金党と二院クラブの相対得票率は2.10%と2.23%だった。これは比例代表制を基本とするドイツの連邦議会の選挙制度が得票率5%という高い障壁を設けていることと比べ、かなり低いと言えよう。こうした参入の容易さが、日本みどりの党の結成や、1989年参院選への脱原発ミニ諸政党の挑戦の前提を成していたことは疑いない。もっとも、ドイツの比較的高い議席獲得要件は、激しい派閥対立を内包する緑の党を選挙では結束させる誘因になっていることはかねてから指摘されている。しかし先述した通り、1989年の参院選で乱立した脱原発ミニ政党全部を合わせても、当選可能な得票率には遠く及ばなかった。従って惨敗の原因は他に求めなくてはならない。

次に環境意識を検討してみよう。1988年の朝日新聞世論調査では原子力の「これ以上の推進」に反対の意見が多数を占めていた。また脱原発法署名請願運動の動員数が示すように、反原発の立場から署名に応じる市民が三百万人程度は存在した。

問題は環境意識の質である。原子力の推進の是非だけを取り出して世論に問うて見れば、反対を表明する者が多数いたかもしれない。しかし選挙では他の政治争点との競争が避けられない。脱原発が他の新しい社会運動の争点を吸収できるほどの包括性を備えた争点として広範な有権者から捉えられ、全体として、旧来の「物質主義的な政治」に対し、「ニュー・ポリティクス」の新たな政治的対抗軸を付け加えるほどの勢いがなくてはならない。さもなければ、脱原発は重要な社会問題ではあ

るが、選挙では重要度の低い争点にとどまらざるをえないだろう。

ドイツの場合、すでに1970年代後半の段階で、反原発運動に対する警察の厳しい弾圧が、原発問題を民主主義の問題として捉える議論（ロベルト・ユンクの言う「原子力帝国」）を強め、新左翼諸党派や多様な新しい社会運動のグループを反原発運動に結集させる結果をもたらした。また反原発運動の高揚が他の環境課題に取り組む運動の政治的意識を高め、エコロジー運動全体の台頭に寄与した。さらにエコロジー運動の中で確立された動員基盤は1980年代初頭の新しい平和運動にも活用され、中距離核ミサイル配備への反対に空前の大量動員をもたらした。このような全国的かつ包括的な抗議サイクルの高揚の中、脱産業社会的な争点を重視する「リパテリアニズム」の新たな政治的対抗軸が形成され、緑の党の台頭に追い風となった。

これに匹敵する抗議サイクルが日本にあったとすれば、公害反対運動や空港反対闘争、ヴェトナム反戦運動が高揚した1960年代末から1970年代前半までの時期であろう。もちろんこの時期は、保守対革新の対抗軸が強く、新たな対抗軸が台頭する条件は備わっていなかった。これに対し、1980年代には脱産業社会的争点が共鳴を得る素地が存在したが、環境運動を含めた社会運動全般は1970年代後半から低迷していた。ただチェルノブイリ原発事故後の反原発運動は生協運動や、自然食・リサイクルなどに取り組む多様な自助型運動のネットワークに支えられており、運動はある程度の包括性を備えていた。脱原発ミニ政党が脱原発以外にも取り組む争点を掲げていたのは、こうした事情も反映している。しかし反原発運動の高揚は、自然保護運動を含む環境運動全般の活性化をもたらしたわけではなく、平和運動など他の運動の火付け役ともならなかった。多様な社会運動間の連携が進んで「抗議サイクル」が発生するという状況は生まれず、脱原発を中心争点とする新しい政党が定着できるほどに勢いのある環境意識が形成されていたとは言えない。

加えて、既存政党との競合も脱原発政党に不利に働いた。ドイツで緑の党が台頭する重要な契機をつくったのは、当時の社会民主党主導の政権である。左翼学生運動出身者の多い社会運動活動家の間では、テロリスト対策に伴う緊急事態立法などにおいて、既存政党、特に社会民主党に対して裏切られたという激しい怒りが広がった。また原発や空港、核

兵器配備などをめぐる立地闘争における当局との生身の闘争経験を通じて、保守的な市民層の間でも反国家的態度を持つ人々が多数生まれた。このため草創期の緑の党は社会民主党との連携可能性を排除する路線を貫き、社民党政権崩壊後、州レベルで社民党と連携して政策を実現する機会が生まれるようになってからも、連携の是非が緑の党内の現実派と原理派の派閥抗争における最大の論争点となった。

これに対し、日本の多くの社会運動にとって、少なくとも1980年代前半までは、社会党と総評が制度内政治の最大の支援者であった。この状況は、1980年代半ばにおける社会党の基本政策の見直し論議によって、流動化していくが、土井委員長の誕生による社会党と生協運動などとの関係改善により、社会運動セクターにおける社会党への期待はむしろ以前より高まった。しかも日本には共産党と友好的な関係を持つ社会運動も一部に存在する。1984年12月、1986年8月、1988年9月の3回の朝日新聞世論調査を通じて、どの政党支持層の間でも原子力推進への反対派が上昇傾向にあったが、それでも反原発運動の高揚した1988年に民社党支持層では推進派がやや優勢、自民党支持層で両派が拮抗していたのに対し、共産党、社会党、公明党支持層の間では反対派が特に1986年以降、多数派となっていた。1988年の時点では反対派は共産党支持層で最も高く（65%）、続いて社会党及び公明党支持層がほぼ同率となっていた（図6-6）。しかし反原発運動からの期待は野党第一党の社会党に対して最も多く集まっており、「原発いらない人々」の九州代表を引き受けた作家の松下竜一は、「今回はとりあえず社会党を勝たせる絶好のチャンスではないか、その邪魔をするのか。それにミニ政党から一人や二人の反原発議員を出してみても、ほとんど意味はない」という批判を反原発運動の同志から受けた（松下1989、116頁）。一般市民レベルでは脱原発の単一争点政党の必要性を認識するのは一層難しかった。

では社会党との協調に活路を見出す路線は成果を上げ得たのか。次に野党ブロックの動きを検証してみよう。

## 第六章第一、第二節注

(1) 出力増加により炉心を通過する冷却水中の気泡が増えると、軽水減速軽水冷却炉なら軽水の中性子減速機能が低下して出力が落ちるが、RBMK炉では

逆に出力が高まる（いわゆる正の反応度係数を持つ）ため、暴走事故につながるリスクが高かった。また制御棒も挿入してからすぐには効かず、むしろそれまでの間にはかえって核分裂反応を促進するという設計上の欠陥もあった。

(2) 何らかの原因で原子炉の運転が停止し、発電所内が停電になった場合、非常用のディーゼル発電機が立ち上がるまでに約40秒の空白が生じる。それまでの間、原子炉を冷却し、緊急炉心冷却装置（ECCS）などに電気を供給してシステムの安全性を維持するため、タービンが完全に停止するまでの慣性力によって必要な電力を生み出すような改良が施された。この改良が実際に機能するかどうかを実証するための実験であった。

(3) 朝日新聞の原発世論調査は、総理府の世論調査に比べ、①質問が一義的であり、②同じ質問を一貫して繰り返しており、③原子力問題にとって重要な事件の節目ごとに行われている点で優れている。ただ総理府の世論調査でも、1969年と1976年の調査は原子力の推進と反対に選択肢を単純に区分しており、朝日新聞の調査と比較可能であるので、ここで採用した。しかし総理府の1975、1977、1980、1981、及び1983年の調査は、「積極推進」と曖昧な選択肢「現状維持」を入れており、さらに1987年及び1990年の調査では「現状維持」に代えて「慎重推進」と「増やさない」という選択肢を導入した。総理府は反対世論が増える傾向を示すと、選択肢を代えてわかりにくくしてきたようにも受け取れる。このため、これらの年の総理府調査はここでは採用しない。

(4) 1996年と1999年の調査はそれぞれ高速増殖炉もんじゅの事故と JCO 核燃料加工工場の事故の後に行われた調査だけに、「平常時」より反対世論の一時的増加が上乘せされているとも言える。しかし同じことは1979年6月と1986年の調査についても当てはまる。長期的傾向を見てみると、1980年代前半から1990年まで反対世論は一貫して増加傾向にあり、以後は一貫して漸減傾向にはあるものの、かなり安定した傾向が見て取れる。

(5) 1988年の伊方原発出力調整試験反対行動を主導した主婦（小原良子）は、チェルノブイリ事故発生当時はそのニュースを知らず、1年後に広瀬隆の講演会を聞いて初めて事の重大さを認識したと告白している（『反原発新聞Ⅱ』、115頁）。ただ発生時点で事故のニュースを知らなかったのは、市民の大勢ではなかった。1986年8月の朝日新聞世論調査によると、ソ連の原発事故を「知っている」と答えた人は、93%に上り、1979年の TMI 原発事故直後の世論調査で事故を「知っている」と答えた人が8割であったことと比較しても、関心は高かった（朝日八六八—〇九一—1）。従って大半の主婦層は、ソ連原発事故を文字通り「知らなかった」というより、それが自分たちの生活に直接影響を及ぼす事件になるとは「知らなかった」と解釈する方が当を得ているだろう。

(6) 『『反核道民の船』あす出発』八五10二七七九「幌延の核廃施設に反対『道民の船』東京へ』八五10四三五六。

(7) 海上と並んで陸上のキャラバンも、「ニュー・ウェーブ」の時代には目立った。例えば1988年10月、神奈川県反原発グループや原水禁が「核燃料輸送追跡バスツアー」を企画し、神奈川・埼玉・群馬の反原発グループのメンバー50人が神奈川県横須賀市の核燃料成形加工会社、日本ニュークリアフュエル（JNF）社前から、柏崎原発行きの核燃料輸送トラックをバスなど2台で追跡・監視した。「核燃料の輸送を追跡」八八10九二二六。また1989年4月には、北海道泊村から「脱原発移動資料館」と称する長期間のキャラバンが開始された。これは、元々は1988年10月の泊原発試運転に際した抗議行動の中で、原発敷地内にムラサキシキブの苗木とスノウドロップの球根を持って入り込み、植え始めるといふ非暴力直接行動を試み、逮捕された二人の若者を中心に、十数名の若者によって開始された（阿木2000、225-226頁）。トラックに原発の資料やパネルを積んで資料展を開きながら、1991年に活動を休止するまで三年間にわたって日本各地を移動した（『反原発新聞Ⅲ』、122、191頁）。「4月から全国巡回 脱原発移動資料館 北海道・江別市の若者」八九二六三二八。

(8) 電気料金支払い拒否の例としては、「原爆の凶」で有名な画家、丸木位里・俊夫妻による試みがある。1989年4月、丸木夫妻は埼玉県東松山市の自宅及び隣接の丸木美術館について、原発稼働分の電気料支払いを拒否し、東電は5月に送電を止めた。しかし夫妻の行動に賛同する埼玉県内の市民グループや個人が、原子力に頼らない発電装置を丸木美術館に寄贈するための募金を全国の五百人から総額五百万円集め、またバックアップ用電源としてLPガス発電機の無料貸与を申し出る会社や、太陽光パネルを市価の三分の一で入手できるルートを紹介する個人も現れた。太陽光発電機は1990年8月6日の原爆の日に美術館で初の電気を灯した（『反原発新聞Ⅱ』、236頁）。「原発分電気料支払いを拒否 丸木画伯夫妻」八九四一四一〇七「丸木美術館の電気 東京電力が止める」八九五五三四二「丸木美術館へ自然力利用の『発電装置を』埼玉で支援の会」八九七一四四〇五。

(9) 体制内共闘者は一般に、穏健な抗議手段を好み、急進的な潮流を嫌うと言われる（Kriesi et al. 1995）。

(10) この時期にやはり活発化したその他の運動形態としては電力会社の反原発株主運動がある（高田1990）。株主運動は株主総会という制約の多い制度化された場で活動するが、電力会社に対する監視とともに、他の方法では得られない企業内情報の取得を通じ、運動の活動を支えている。

(11) 「100台の放射能監視網“手作り検知機”全国に」八七四一〇八二。

(12) 「泊原発で防災訓練 500人近い住民も加わる」八八10六八一「反対派30人もみ合いも」八八10六九一。人口3万4千人のうち、参加住民は470人にとどまるなど、訓練は原発反対派から見て満足のいく内容ではなかったが、R-DAN運動の政治的効果を証する事例ではある。

(13) この第二次請願の記事は朝日新聞縮刷版に見当たらないため、データには反映されていない。脱原発法はすでに朝日新聞にとってニュース・バリューを喪失していたということか。

(14) 新しい反原発運動の衰退の要因としては、政治的機会構造の閉鎖性に制約されて具体的な目標を達成できなかったことや(吉岡1999)、湾岸危機勃発による原子力問題への関心の退潮(「湾岸戦争と原発事故(経済気象台)」朝日九一・二九六三1)、さらに公共的課題よりも私生活の危機に反応する反原発「ニュー・ウェーブ」の価値志向に内在する限界(長谷川1999、329-330頁)も指摘されている。

## 文献

### 第五章第二、第三節

『朝日ジャーナル』1977「わが党の“エネルギー綱領”ようやく積極化した政  
党の姿勢」『朝日ジャーナル』(臨時増刊「エネルギー—未来への道標—  
みんなのガイドブック」)、158-164頁。

飯塚繁太郎・宇治敏彦・羽原清隆 1985『結党40年・日本社会党』東京：行政  
問題研究所。

五十嵐仁 1982「再検証—総合安保戦略における経済と軍事—総合安保戦略と  
は『軍事大国化』のカモフラージュか—」『労働法律旬報』1039号、  
52-62頁。

石川真澄 1995『戦後政治史』東京：岩波書店、岩波新書。

石田徹 1992『自由民主主義体制分析—多元主義・コーポラティズム・デュア  
リズム』京都：法律文化社。

伊原辰郎 1984『原子力王国の黄昏』東京：日本評論社。

岩垂弘 1982『核兵器廃絶のうねり—ドキュメント—原発禁運動—』東京：連合  
出版。

垣花秀武・川上幸一編 1986『原子力と国際政治—核不拡散政策論—』東京：  
白桃書房。

原産 2002『原産 半世紀のカレンダー—平和利用の理想像を求めて—活動・  
組織の総覧と31の秘話』日本原子力産業会議編・発行(東京)。

清水修二 1991b「電源開発促進対策特別会計の展開—原子力開発と財政の展  
開(2)—」『商学論集』(福島大学経済学会)59巻6号、153-170頁。

新川敏光 1999『戦後日本政治と社会民主主義—社会党・総評ブロックの興亡  
—』京都：法律文化社。

菅井益郎 1985「社会党内の原発推進論を斬る」エネルギー問題市民会議編  
『'85市民のエネルギー白書(市民の原発白書)経済評論増刊号』、東京

：経済評論社、148-156頁。

- 『総評四十年史Ⅱ』1993『総評四十年史』編纂委員会編『総評四十年史 第二卷』、東京：第一書林。
- 谷聖美 1986 a 「社会党の政策決定過程」中野実編『日本型政策決定の変容』東京：東洋経済新報社、181-209頁。
- 谷聖美 1986 b 「社会党における政策変更－石橋体制下の対韓政策をめぐる－」『岡山大学法学会雑誌』36巻2号、189-216頁。
- 前田幸男 1995 「連合政権構想と知事選挙－革新自治体から総与党化へ－」『国家学会雑誌』108巻11・12号、121-182（通巻1329-1390）頁。
- 山川充夫 1986 「原発立地推進と地域政策の展開（一）」『商学論集』（福島大学経済学会）、55巻2号、1-23頁。
- 山川充夫 1987 「原発立地推進と地域政策の展開（二）」『商学論集』、55巻3号、132-162頁。
- 吉岡斉 1995 e 「核燃料サイクル事業の展開」後藤邦夫・吉岡斉編『通史日本の科学技術 第四巻 転形期 1970-1979』東京：学陽書房、175-92頁。
- 吉岡斉 1999 『原子力の社会史 その日本的展開』東京：朝日新聞社。
- Tanaka, Yuki 1988: “Nuclear Power and the Labour Movement”, in Gavan McCormack and Yoshio Sugimoto, eds., *The Japanese Trajectory: Modernization and beyond*. Cambridge: Cambridge University Press, pp.129-146.

#### 第六章第一、第二節

- 阿木幸男 2000 『非暴力トレーニングの思想－共生社会へ向けての手法』東京：論創社。
- 笹本征夫 1999 「チェルノブイリ原発事故と日本への影響」後藤邦夫・吉岡斉編『通史日本の科学技術 第五-I巻 国際期1980-1995』東京：学陽書房、279-291頁。
- 柴田鐵治・友清裕昭 1999 『原発国民世論－世論調査にみる原子力意識の変遷－』東京：ERC出版。
- 砂田一郎 1978 「市民運動のトランズナショナルな連携の構造－各国反原発運動間のコミュニケーションの発展を中心に－」『国際政治』59巻「非国家的行為体と国際関係」、81-107頁。
- 高木仁三郎・渡辺美紀子 1990 『食卓にあがった死の灰』東京：講談社現代新書。
- 高田昭彦 1990 「反原発ニュー・ウェーブの研究」『成蹊大学文学部紀要』26号、131-188頁。
- 田島恵美 1999 「エコロジー運動とジェンダー的視点」後藤邦夫・吉岡斉編『通史日本の科学技術 第五-II巻 国際期1980-1995』東京：学陽書房、

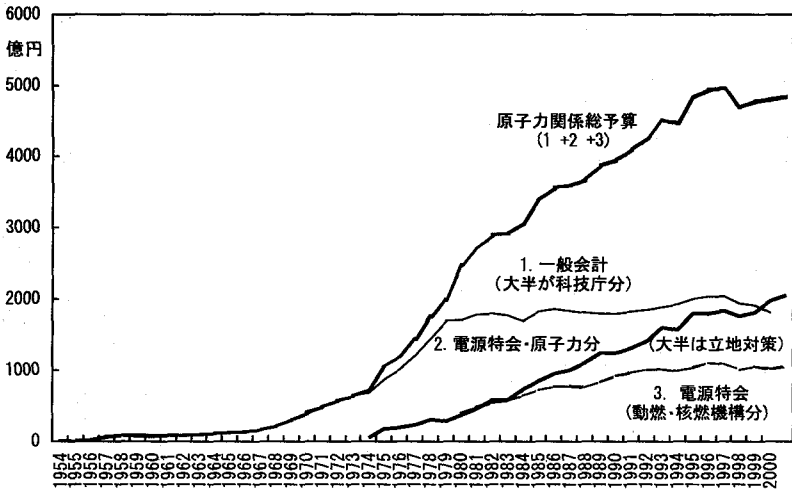
- 963-975頁。
- 都筑健 1988「放射能災害警報ネットワークづくり」『賃金と社会保障』994号、1988年9月下旬号、75-81頁。
- 西尾漠 1989「脱原発法の射程」『法学セミナー』417、1989年9月、26-29頁。
- 長谷川公一 1991 a 「地方拠点都市における反原子力運動の運動過程」平成元年度科学研究費補助金（総合研究A）研究成果報告書『都市計画と都市社会運動の総合的研究』研究代表者・高橋徹、7-47頁。
- 長谷川公一 1991 b 「反原子力運動における女性の位置—ポスト・チェルノブイリの『新しい社会運動』」『レヴァイアサン』8号、41-58頁。
- 長谷川公一 1999「原子力発電をめぐる日本の政治・経済・社会」坂本義和編『核と人間 I 核と対決する20世紀』東京：岩波書店、282-337頁。
- 広瀬隆・藤田祐幸 2000『原子力発電で本当に私たちが知りたい120の基礎知識』東京：東京書籍。
- 『反原発新聞Ⅱ』1992 反原発運動全国連絡会編『反原発新聞縮刷版第Ⅱ集（101号～160号）』京都：野草社。
- 『反原発新聞Ⅲ』1994 反原発運動全国連絡会編・出版『反原発新聞縮刷版第Ⅲ集（161号～240号）』東京。
- 松下竜一 1989「脱原発に向けて国民的論議の先導を」『経済評論増刊 社会党大研究』東京：日本評論社、116-117頁。
- 山口定・宝田善・新藤榮一・住沢博紀編 1992『市民自立の政治戦略』東京：朝日新聞社。
- 吉岡斉 1999『原子力の社会史 その日本的展開』東京：朝日新聞社。
- Dube, Norbert, 1988: “Die öffentliche Meinung zur Kernenergie in der Bundesrepublik Deutschland, 1955-1986”, *WZB Papers FS II*, Berlin: Wissenschaftszentrum Berlin zur Sozialforschung, pp.88-303.
- Duyvendak, Jan Willem 1995: *The Power of Politics. New Social Movements in France*. Boulder, Colo.: Westview.
- Emnid-Institut, 1986: *Information*. Vol. 38, No.5-6.
- Emnid-Institut, 1988: *Information*. Vol. 40, No.2-3.
- Klandermans, Bert, 1988: “The Formation and Mobilization of Consensus,” in Bert Klandermans, Hanspeter Kriesi and Sidney Tarrow eds., *From Structure to Action: Comparing Movement Participation across Cultures. International Social Movement Research*, Vol. 1, Greenwich, Conn.: JAI Press, pp.173-197.
- Koopmans, Ruud, 1995: *Democracy from Below. New Social Movements and the Political System in West Germany*. Boulder, Colo.: Westview.
- Kriesi, Hanspeter, Ruud Koopmans, Jan Willem Duyvendak, and Marco G. Giugni, 1995: *New Social Movements in Western Europe. A Comparative Analysis*. London:

UCL Press.

- Richardson, Dick and Chris Rootes, 1995: *The Green Challenge. The Development of Green Parties in Europe*. London and New York: Routledge.
- Rucht, Dieter, 1988: “Wyhl: Der Aufbruch der Anti-Atomkraftbewegung”, in Ulrich Linse, Reinhard Falter, Dieter Rucht, and Winfried Kretschmer, eds., *Von der Bittschrift zur Platzbesetzung. Konflikte um technische Großprojekte*. Bonn: J. H. W. Dietz, pp.128-64.
- Rucht, Dieter 1998: “Komplexe Phänomene - komplexe Erklärungen. Die politischen Gelegenheitsstrukturen der neuen sozialen Bewegungen in der Bundesrepublik”, in Kai-Uwe Hellmann and Ruud Koopmans eds., *Paradigmen der Bewegungsforschung. Entstehung und Entwicklung von Neuen sozialen Bewegungen und Rechtstextremismus*. Oplanden/Wiesbaden: Westdeutscher Verlag, pp.109-127.
- Vandamme, Ralf 2000: *Basisdemokratie als zivile Intervention. Der Partizipationsanspruch der Neuen Sozialen Bewegungen*. Oplanden: Leske + Budrich.

図表

図5-1：原子力関係予算の推移



出典：原子力資料情報室編『原子力市民年鑑2002』。

図6-1：日本の反原発抗議行動の発生件数（半期毎）

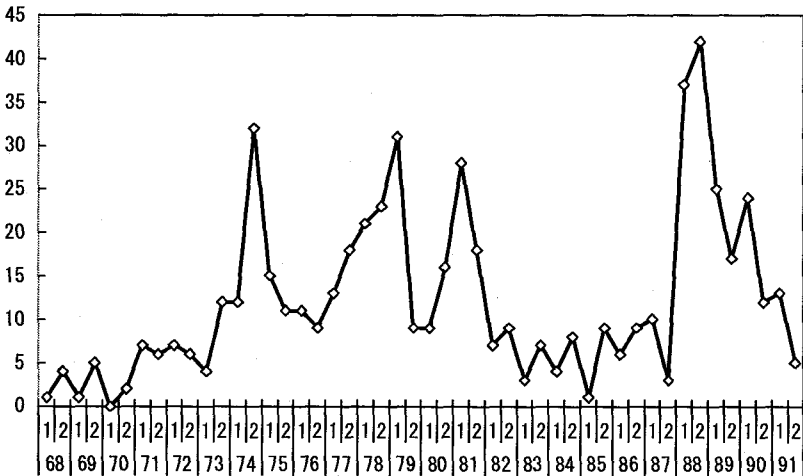


表6-1：事故関連抗議行動の発生件数の推移

	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	
国内原発の事故・安全性		2			9		7						1	2	5	8	7	41
伊方2号出力試験														17				17
スリーマイル島事故					16													16
チェルノブイリ事故												1	7					9
R-DAN・災害訓練												1		3	2	1		7
安全問題全般	1				1									1				3
人形峠ウラン残土														1				1
合計	1	2	0	0	26	0	7	0	0	0	0	2	8	24	7	9	8	94

図6-2：非在来型抗議（署名、示威、対決型）の参加者数の推移

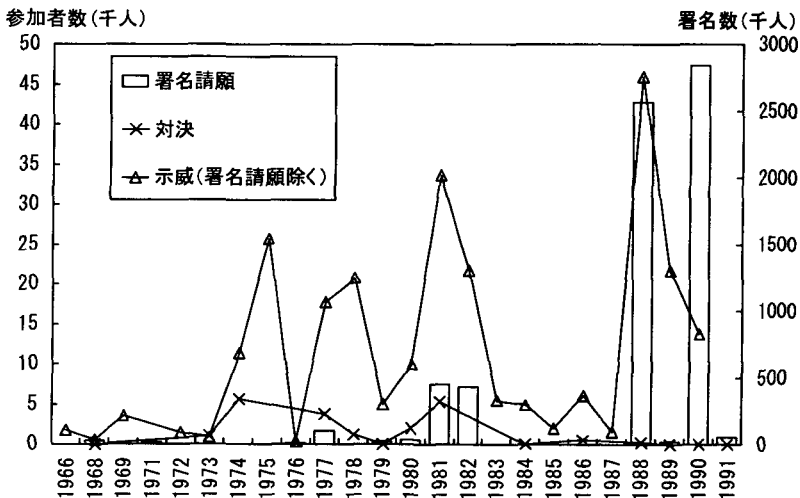
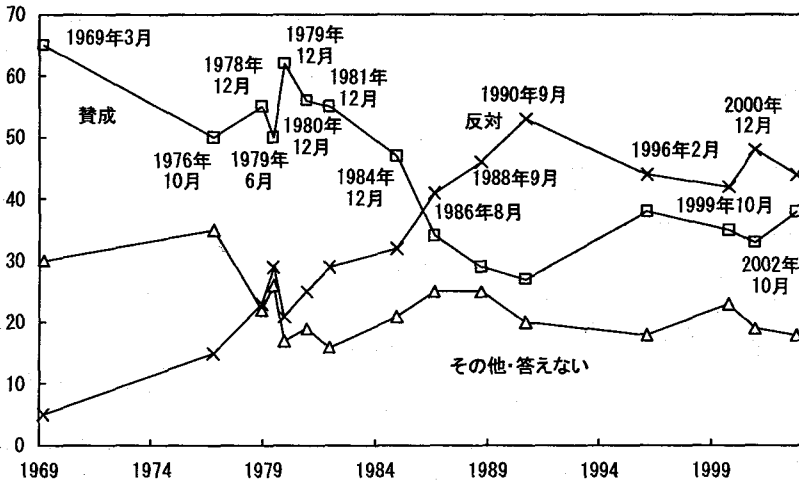
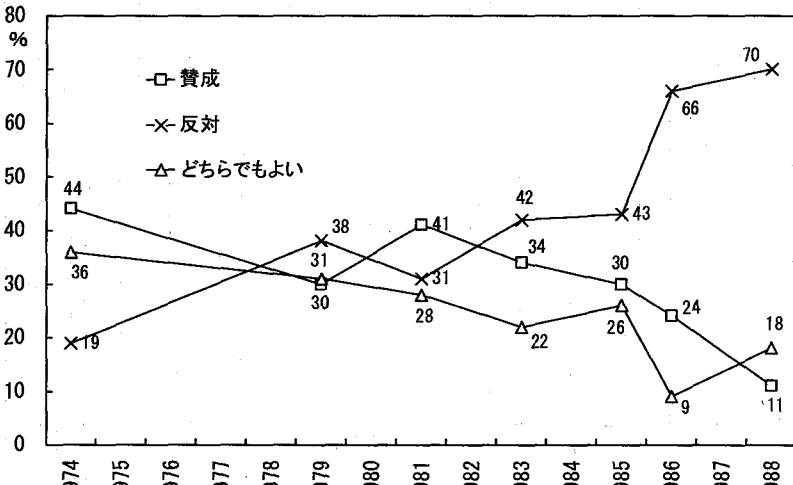


図 6-3 : 日本の原発世論調査



1969年（原子力の積極推進に賛成か反対か）及び76年（原子力開発はもっとする方がよいか、やめる方がよいか）は総理府世論調査。1978年以降は朝日新聞世論調査。設問は「あなたは、これからのエネルギー源として原子力発電を推進することに賛成ですか、反対ですか」。

図 6-4 : エムニート (Emnid) 社の西ドイツ原発世論調査



「あなたは原則的に原子力発電所の建設に賛成ですか、反対ですか、それともどちらでも構いませんか」。

図 6-5：反原発抗議の発生件数のドイツとの比較

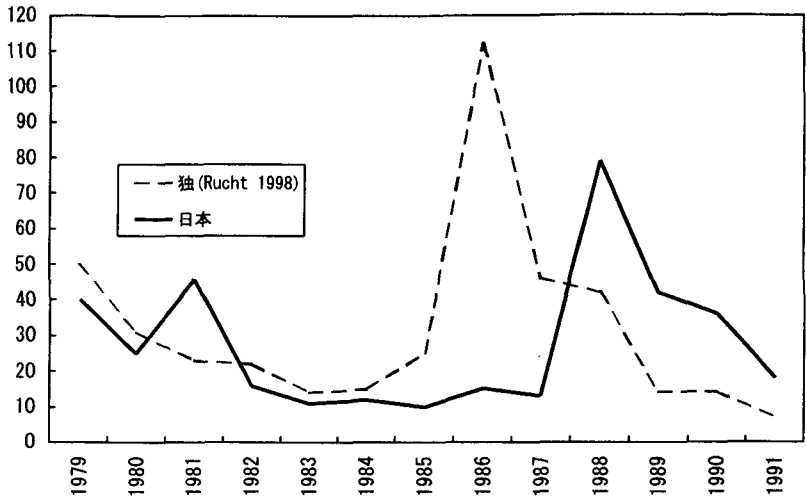


図 6-6：原発推進の賛否と政党支持

朝日新聞世論調査：1984年12月・1986年8月・1988年9月。出典：柴田・友清 1999。設問は図 6-3 と同じ。

